

# 戦後東ドイツ農村における農民の「共和国逃亡」 —メクレンブルク・フォアポンメルン州 1952-1955年—

足立 芳宏

Yoshihiro ADACHI: *The Mass Emigration from Agriculture in Post-War East Germany. Mecklenburg-Vorpommern, 1952-1955.*

When emphasizing only the strong political pressure as the reason of the mass emigration from agriculture in East Germany of 1950's, it is not sufficient to understand its social historical meaning. The purpose of this paper is to clarify this problem from more expensive perspective. Particularly we differentiate between the old and new farmers, considering that few historical research has dealt with the matters of new farmer emigration. Land Mecklenburg- Vorpommern is chosen as the research area, because there emerged a series of problems as to the mass emigration very prominently .

On old-farmer villages this paper firstly emphasizes the historical significance of 1952-1953 because it led to the end of the "*Großbauern*" as a social class. In analyzing the reasons of farm requisition by the "devastated farm act" of 20 March 1952 related to the *Republikflucht* of old farmers, we find that not merely the SED agricultural policy against *Großbauern* but also the negative influence of WW2 upon the farmer's family members, such as a war death and wound, caused the farm devastation. Secondly we pay attention to the family members who remained in the village even after farm requisition. While working as the farm labors of *ÖLB* (public organization controlling requisitioned farms in the village), they suffered from housing problems, as they were deprived of the right to live in their own house and forced in the narrow rooms.

About new farmers we find a behavioral pattern different from that of old farmers. Their motives for emigration are regarded as "proletarian", such as material discontent and exacerbation of either marital or family relationship. Further they had few consideration for farm succession, which allow young people to emigrate from villages. But a major part of farmers giving up farming in 1950's did not emigrate. They were new farmers who had accepted the vacant farm of emigrant, and gave up its farming to avoid a burden beyond their ability. In addition, we find often a marriage pattern that male new farmer got married into the family of his bride, that is, a female farmer. It enabled them to concentrate both human and material resources into better one. In the 1950's, specially after 17. June, there were opened some paths for new farmers to survive, which we would take in consideration to explain the diversity of collectivization in 1950's.

## 1. はじめに

よく知られるように、戦後東独の農業集団化は、1952年7月の第2回党協議会の集団化宣言にはじまり、1953年6月17日の民衆蜂起による挫折をえて、1959-1960年における全面的集団化をもって「完了」する。かつて冷戦期においては、この過程は、一般には農村におけ

る上からのソ連型社会主義の移植過程として語られてきたといつてよい。より具体的には、上からの暴力的な集団化の進行と、西側に逃亡する農民の姿が、この理解の中心的な要素をなしてきたのである。

しかし、こうした理解については、まずは1952-1953年における初期集団化過程と、1959-1960年における全面的集団化過程の位相の違いがまったく問題にされていないことを指摘しなくてはならない。だが、それ以上に、本稿とのモチーフとの関わりから強調しておく必要があるのは、農民逃亡の現象が、政治的な文脈で語られる農業集団化運動に過度にひきつけられて語られてきたのではないかということである。というのは、第一に、1952年から1953年にかけての事態は、旧農民村落にとっては開村以来の大農支配の終焉を意味するほど甚大なものであった。それはグーツ村落の土地改革に匹敵するほどの歴史的な大事件であり、決して農業集団化だけに帰結させてすむ問題ではないのである。しかも、後述のように、当該期において放棄された大農経営がそのまま「農業生産協同組合」（以下LPGと略記）に移管されるのは、むしろその一部であったにすぎない。

第二に、1950年代の農民逃亡は、大農問題だけで語りうるほど単純ではなかった。実は、旧農民逃亡を上回るほどの意義を持つ新農民の経営放棄と大量逃亡現象が1950年代をとおしてみられるからである。ところが、従来、当該期の農民逃亡については、集団化の暴力的な側面が強調されてきたために、逆に、「自発的な」傾向の強い新農民逃亡はほとんど分析されてこなかった。さらに、旧農民層についても、戦後の状況の規定性を強く帯びる一群の「荒廃農民経営devastierte Betriebe」の問題、農民逃亡後の経営管理の問題、さらには残された農民家族の処遇問題などは、従来の分析の視野からは往々にして抜け落ちてしまっている。ようやく近年にいたってCh.ネーリングが当該期の耕作放棄地の問題をテーマとした研究を發表しているが<sup>9)</sup>、残念ながらその内容は耕作放棄の量的な分析の域をこえるものにはなっていない。

以上の点に鑑みつつ、本稿は1950年代前半の東独農村における「農民逃亡」問題について、通俗的な「旧農民経営の政治的逃亡」論をこえ、より広い問題群を視野にいれつつ、「農民逃亡問題」の全体像を明らかにすることを目的としたい。また、上述のように、この問題は、土地改革に起因する新農民問題と、旧農民村落の大農問題という二つの異なる問題が重なって発生している点に最大の特徴があった。従って、本稿では、なにより両者を峻別することに力点をおきたいと思う。両者の実態と差異を明らかにしたとき、この二つの問題の交差のうえに生じてくる1950年代農業集団化の全体像がはじめて浮かび上がってくると思うからでもある。また、時期的には旧農民層については1952-1953年を、そして新農民層については「6月事件」後の1955年前後を主要な分析対象としたい。

ところで、戦後東独の農業問題は、もともとの農業構造の相違にもとづき、その様相が南北で大きく異なっていた。このうち東エルベ型に属する北部地域は、グーツ経営解体を課題とした土地改革の中心的地帯であり、かつ旧農民村落における大農村落の占める割合が大き

いことを特徴としており、このため本稿で問題とする新農民と大農の逃亡問題や経営接収・経営放棄の問題が顕著な意義をおびたところであった。本稿が対象とするのはこうした特性を顕著に示すメクレンブルク・フォアポンメルン州である。これに対して工業的地域で、かつ厚い中小農民層の存在を特徴とするチューリングゲン州などの南部地域は、土地改革や「反大農政策」の影響は相対的に弱く、むしろその後の全面的集団化期の矛盾こそが、北部地域よりも集中的に現れたと考えられる地域である。

史料としてはシュベリンの州立文書館所蔵のアルヒーフ史料を中心に、ベルリンの連邦文書館およびグライフスバルトの州立文書館所蔵のアルヒーフ史料を補足的に用いている。このうちもっとも依拠したのは、シュベリンの文書館所蔵の「荒廃経営関連史料」であった。詳細は脚注を参照いただきたい<sup>(2)</sup>。

## 2. 1952-1953年における「耕作放棄地」および「荒廃経営」の関連立法

前述のように当該期の土地問題は、新農民問題と大農問題の二つの問題系譜が重なっていた点に最大の特徴がある。この点は当時の関連立法からも明瞭に観察される。中心となるのは「非耕作地問題」と「荒廃経営問題」に関する立法であるが、このうち前者は主要には新農民が念頭におかれているのに対し、後者は大農層がターゲットになったものとみてよい。

まず、前者については、1951年2月8日「非耕作地法」、および1952年3月20日「非耕作地追加法」によって、「非耕作地」を村委員会が管理すること、および土地改革用地を新旧農民経営の追加的な分与地および小作地として利用することが容認されることとなった<sup>(3)</sup>。また、後者の「非耕作地追加法」において、新農民を中心とした「非耕作地」の引き受け手に対してさまざまな優遇措置が定められていることも目を引こう。ここでいう「非耕作地」は多様な地目を含むが、実際には新農民放棄地のこととみなしてよい<sup>(4)</sup>。それまでは新農民の経営放棄に対しては、もっぱら新規申請者による代替により対処がなされてきたが<sup>(5)</sup>、そうした仕方は1951年に至って明白な限界に直面しており、既存新農民による引き受けが模索されていたのである。さらにそれもかなわない場合について、耕作放棄された土地改革用地を村が一括管理・経営することを認めたことは、新農民の経営放棄問題の深刻さとともに、個別農民の入植事業としての土地改革政策理念そのものの挫折を意味している。

他方で、大農層については、土地政策としてではなく、経営管理政策の観点からより直接的な対処がはかられた。まず、上記の「非耕作地追加法」と同じ日付けをもつ1952年3月20日の「荒廃農業経営に関する立法」（以下、「荒廃法」）<sup>(6)</sup>において、問題のある旧農民経営は、「逃亡経営」、「不良経営」、「脆弱経営」の三つに区分され、その管理方式が明示化されることになった。すなわち第1条において「逃亡経営」は無条件に「信託機関Treuhand」の管理下に移すとされ、第2条において「不良経営」とされた経営は、郡当局の介入により信託機

関の管理下に移るか、あるいは強制小作化されるとされた。逆に、第3条において「脆弱経営」とされた経営については再建対象とされ融資が供与された。このように、「荒廃法」では農民経営の私的なイニシアチブを明示的に否定しつつも、他方では必ずしも階級規定に基づく一律的な「大農否定」を行うのではなく、あくまで農業経営として十分な生産力を発揮しているかどうかが基準とされているのである。

以上の前史をうけて、第2回党協議会をうけて、1952年7月17日「資産価値保全に関する法」<sup>7)</sup>が施行される。ここにおいてはじめて「共和国逃亡者」の資産没収が明記され、かれらの農業関連資産を国家の管理下に移行することで、LPGによるその無償利用が可能とされたのである。さらに1953年2月19日「農業生産と住民食糧の確保に関する法」<sup>8)</sup>においては、第一に、供出ノルマ未達成の農民が「サボタージュ」の名の下に刑事罰の対象となり、その結果として経営が強制接収されることとなった。「共和国逃亡者」のみならず「反政府分子」の経営までもが強制接収の対象となったのである。当該者の逮捕を伴ったために、のちに大農弾圧のシンボルとしてもっとも批判されることとなる規定でもある。第二に、この立法では、従来は別系統で処理されてきた新農民の放棄地と旧農民の「荒廃経営」が、一括して郡のもとに管理されることとなった。これはLPGの利用に供せられるとはいえ、それが不可能な場合には村当局がこれを管理することとなる。このように、立法上は、ここにおいてはじめて新農民経営と旧農民経営の放棄地が、LPG化および集落農業経営（以下、ÖLB と略記）の方向で、事実上一本化されたのである。

以上の農地関連立法は、1953年6月11日の新路線、および「1953年6月17日事件」（以下「6月事件」と略記）をピークとする一連の出来事により廃止された。そして1953年9月3日の「無主経営の運営と集落農業経営の設立に関する立法」<sup>9)</sup>において、国家管理下にあった旧農民経営は返却されること、あるいは返却が不可能な場合はLPGや国有農場に対して売却処理されることとなった。しかし、実際に帰村し経営返却を申請する旧農民は一部にすぎなかった<sup>10)</sup>。もちろん、もともと所有意識が希薄な新農民については経営の再取得はそもそも問題にもならなかったろう。こうして、以後、1955年にいたるまで、新旧農民の経営放棄地は、その多くが同法の規定によりつつ「集落農業経営ÖLB」により村に抱え込まれることになったのである。

### 3. 旧農民の「荒廃経営」接収と「共和国逃亡」

#### (1) 村落単位での旧農民の「共和国逃亡」の実態—1953年6月—

以上のような立法措置のもと、とくに1952年3月以降の旧農民「荒廃農業経営」の接収政策<sup>11)</sup>と、同年7月の第2回党協議会を契機として本格化する農民逃亡は、旧農民村落にとつて有史以来ともいえる大きな出来事となった。しかし、その深刻さは一体どれほどのものだった

表1 シュベリン郡の旧農民集落における「離村経営verlassene Betriebe」(1953年中葉)

| 村名               | 農場名簿による情報<br>(1920年、単位Hof数) |                     |     | 記載された離村農民経営数 |    |     | 大農の「離村」率   | LPG委譲数 |      | 「違法行為」<br>件数 |
|------------------|-----------------------------|---------------------|-----|--------------|----|-----|------------|--------|------|--------------|
|                  | 大農<br>(20ha以<br>上)          | 中農<br>(10-<br>20ha) | 計   | 大農           | 中農 | 計   |            | Ja     | Nein |              |
| Jamel            | 1                           | 2                   | 3   |              | 1  | 1   | 0.0%       |        | 1    |              |
| Peckatel         | 8                           |                     | 8   | 1 (1)        |    | 1   | 12.5%      |        |      |              |
| Mirow            | 5                           | 1                   | 6   | 1            |    | 1   | 20.0%      |        | 2    |              |
| Bankow bei Plate | 12                          | 3                   | 15  | 4            | 1  | 5   | 33.3%      |        | 6    | 1            |
| Lübesse          | 8                           |                     | 8   | 3            | 3  | 6   | 37.5%      |        | 6    | 1            |
| Sülte            | 10                          |                     | 10  | 4            | 1  | 5   | 40.0%      | 1      | 4    | 2            |
| Godern           | 5                           |                     | 5   | 2            | 1  | 3   | 40.0%      |        | 3    |              |
| Klein Rogahn     | 5                           | 1                   | 6   | 2            | 4  | 6   | 40.0%      |        | 6    | 2            |
| Wüstmark         | 7                           |                     | 7   | 3            |    | 3   | 42.9%      |        | 3    |              |
| Goldenstädt      | 8                           | 2                   | 10  | 4            |    | 4   | 50.0%      | 4      |      |              |
| Pingshagen       | 2                           |                     | 2   | 1            |    | 1   | 50.0%      | 1      |      |              |
| Drispeth         | 7                           |                     | 7   | 4            |    | 4   | 57.1%      |        | 4    | 2 (2)        |
| Wittenförden     | 12                          |                     | 12  | 7            |    | 7   | 58.3%      |        | 8    |              |
| Plate            | 10                          | 1                   | 11  | 6            |    | 6   | 60.0%      |        | 6    |              |
| Alt-Meteln       | 14                          | 2                   | 16  | 9            | 1  | 10  | 64.3%      | 13     |      |              |
| Dalberg          | 6                           |                     | 6   | 4            |    | 4   | 66.7%      |        | 4    |              |
| Rugensee         | 6                           |                     | 6   | 4            |    | 4   | 66.7%      |        | 4    | 4 (3)        |
| Sülstorf         | 15                          | 1                   | 16  | 11           |    | 11  | 73.3%      |        | 11   | 1            |
| Holthusen        | 13                          |                     | 13  | 18           |    | 18  | 100.0% (4) |        | 19   | 2            |
| Böken            | 5                           |                     | 5   | 7            |    | 7   | 100.0% (5) |        | 7    | 1            |
|                  | 159                         | 13                  | 172 | 95           | 12 | 107 | 59.7%      | 19     | 94   | 16           |

注：「離村」リストにある集落のうち、1920年の農場名簿にて旧農民集落と判明した20村について集計した。農場名簿は"Hof"と称されるものだけ記されている。従って中農経営についてはBüdnerの数は含まれていない。

(1)~(3)；各村につきそれぞれ次の注記がされている。(1)「分割された」、(2)「2年間の強制収容所、資産没収」、(3)「2経営がサボタージュ、2経営が4年と5年の刑事罰で資産没収」

(4) (5)；計算値では(4)は138.5%、(5)は140%であるが、これは1921年の数値を用いているため。明らかに不適切なので、ここでは100%とした。

出典：LHAS, 7.11-1, Nr.3050 u. Nr. 3051,およびNiekammer's Güter-Adreßbücher, Band 4, Mecklenburg, Leipzig 1921より作成。

たのだろうか。まずは、この点を村落レベルで確かめることから始めることにしよう。

シュベリンの州文書館には、「6月事件」直後に作成したと思われるシュベリン県内の集落ごとの「離村経営リストAufstellung über verlassene Betriebe」が所蔵されている<sup>(42)</sup>。このリストには、当該集落の各「離村経営主」の農民について、氏名、経営面積、適用立法（7月17日法か2月19日法か）、経営のLPG移管の有無、刑事処分の有無に関する情報が記載されており、集落レベルでの旧農民の「離村」実態を知るには格好の情報源である<sup>(43)</sup>。ただし、この史料には「離村」農民のみが記されており、村に残存している農民経営に関する情報が全く記されていない。そこで、集落単位での大農層の消滅度合いを推し量るために、時代はかなりずれてしまうが、1920年調査の農場名簿に記載された各集落の大農経営に関する情報を用いることにしたい<sup>(44)</sup>。表1は、農場名簿にて旧農民集落と確認できたシュベリン郡の20集落分について上記リストに基づき、主に大農層の「離村」実態を集落別に整理したものである。中農層については1920年の情報が不完全であると考えられるため、「離村率」を算出せず、参考までに絶対数のみを掲載している。

さて本表からは、第一に、全体として当該郡の大農経営者の「離村」率は約6割であったことがみてとれる。東独の経営統計によれば、全DDRにおける1950年から1953年にかけての20ha以上層（大農層）の経営数減少幅は約4割と算出されるから<sup>(45)</sup>、シュベリン郡の大農「離村」実態はそれよりも2割程度も高かったといえることができる。このことはもともと大農村落としての特徴をもつ当該州が、他州に比べても大きな影響をうけたことを物語ろう。ただし、後述するように、この場合の大農「離村」は、あくまで経営に直結する経営者に限定しての話であって、大農一族の「挙家離村」を意味するわけではなかった。

しかし、第二に、そのことよりも注目したいのは、集落間のばらつきがとても大きいことである。大農集落とは言いがたいJamel村を別としても、Peckatel村やMirow村などの典型的な大農集落においては消滅大農が1戸にすぎないのに対して<sup>(46)</sup>、他方で「離村率」が60%をこえる集落——以下「壊滅型」集落と呼ぶことにする——が計7集落も存在しているのである。この点は土地改革におけるグーツ経営の強制接収が一律であったことと鮮やかな対照性を示している。集落ごとのばらつきの大きさは、一方では郡当局による集落選別的な対応のあらわれであろうが、他方で各集落内における「主体」のあり方による規定性が大きく作用していたことを推測させるものである。

第三に、「離村経営」のうちLPGに移管される比率をみると、全体として約2割となっている。もちろんLPGに移管されるかどうかは、個々の大農経営の事情によるのではなく、受け皿となる当該集落におけるLPGの有無に決定的に依存している。政策的には旧農民集落においては大農経営を基盤としてLPGの設立が進められたはずだが、実際にこの時点でLPG化の経営資源となった逃亡大農経営は全体の一部に過ぎなかった。むしろ実態としては多くの村が、逃亡した大農経営の管理問題を抱え込むのである。1953年5月19日付ベルリン農林省による文書では、多くの郡では2月19日法が誤って理解され、当該農業経営がLPGに移管され

たり、または農業労働者によるLPG化がなされるのではなく、ほとんどの経営が村当局に委ねられてしまっており、あまつさえ、いくつかの郡や村では接収経営管理のために特別な組織が設置されている、これは立法の精神に違反するものだ、と厳しく批判されているほどの状況である<sup>(17)</sup>。

第四に着目したいのは「違法行為」の項目である。これは具体的には「供出サボタージュ」などを理由として2月19日法の適用により逮捕など刑事処分となった場合のことである。本表によれば、刑事処分の対象となって村を追放された大農の比率は約15%であること、しかし、ここでも集落ごとのばらつきが大きく、とくに刑事処分数が「壊滅型」村落に遍在していることがわかる。15%という数字は、多くの大農が経営接収や政治的弾圧に対する回避策として西独への逃亡を決断するには十分な比率だろう。また特定集落への集中については、前述のように郡による村落の選別と、それに対応する村内事情の作用によるものといえるだろう。

当該期の「反大農政策」の影響は、とくに「壊滅型」村落の事例においてもっとも激烈に経験されることになった。Ch.ニースケは、ビュツォー郡Z村の村史叙述において、ある逃亡大農Behrens家の姉妹——彼の母と叔母である——の聞き取りをもとに、その視点から戦後のZ村の状況を描いている。この研究によれば、Z村は1930年代後半時点で、フーフナー（大農層）12戸、ビュドナー（中農層）14戸、ホイスラー（家持ち労働者層）49戸、および持ち家のない多数の日雇い層（農業・林業・鉄道の労働者）とアインリーガー（単身住込労働者）などからなる標準的な大農集落であった<sup>(18)</sup>。1581年の村のフーフエ数は14経営であり、1939年が12経営であったというから、約350年間におけるフーフエ数の分割・消滅はわずか2経営にとどまっていたこととなる<sup>(19)</sup>。しかし、土地改革時に1経営が分割されたのち（所有者はロシア軍進駐前に西に逃亡）、1952-1953年においては、2経営が強制接収（所有者は村を追放）、6経営が西に逃亡したというから、戦後の8年間だけでなんと9経営が消滅したことになる<sup>(20)</sup>。残された大農経営は3経営となるが、このうち1経営はナチス時代に「州農民団Landbauernschaft」により「信託機関」の管理下におかれたのち小作化され、もう1経営は1945年にロシア軍により所有者が射殺されたため小作化されたというから、名実ともに大農経営として実態があったのは結局は1経営のみとなる<sup>(21)</sup>。このように、この集落については1953年の時点で大農層の支配は歴史的に終焉したといわざるをえない。こうした過酷さには、一方でこの村では農業労働者を中心にLPGが設立されていること、さらに度重なる大農の弾圧に見られるように、この村の大農たちが郡当局から「反動的分子」とされていたことが与っていたと思われる<sup>(22)</sup>。この研究書では、この村の最大経営でもある3番フーフエの経営者のCh.Behrens（65ha）が、「サボタージュ」の罪による逮捕、証拠不十分での釈放、干ばつ被害を引き金とするノルマの未達成、これを理由とする当局による飼料・種籾の押収をえたのち、1951年、本村から逃亡するに至った経緯が本人の口を通して生々しく語られている。そして、この逃亡を皮切りにZ村では約60名が村を去ったと述べられている<sup>(23)</sup>。

表2 村落別の旧農民の「接收」と「離村」の状態（シュベリン郡）

| 村名           | 経営階層          | 「離村経営リスト」に記載のもの |         |      | 「荒廃法」対象者だが「離村リスト」に記載のないもの |                 |
|--------------|---------------|-----------------|---------|------|---------------------------|-----------------|
|              |               | 「接收→離村」         | 「脆弱→離村」 | 「離村」 | 「接收」で→「離村」に記載なし           | 「脆弱」で→「離村」に記載なし |
| Alt-Melten 村 | 10-20ha(中農上層) |                 | 1       |      |                           |                 |
|              | 20ha以上(大農層)   | 2               | 5       | 4    |                           |                 |
| Holthusen 村  | 10-20ha       |                 |         |      |                           |                 |
|              | 20ha以上        | 2               | 3       | 13   |                           |                 |
| Kl. Rogahn 村 | 10-20ha       | 1               |         | 3    | 2                         | 1               |
|              | 20ha以上        | 1               | 1       |      |                           |                 |
| Rastow 村     | 10-20ha       | 1               |         | 1    | 2                         |                 |
|              | 20ha以上        | 1               | 3       | 2    | 1                         |                 |
| 計            | 10-20ha       | 2               | 1       | 4    | 4                         | 1               |
|              | 20ha以上        | 6               | 12      | 19   | 1                         | 0               |
| 総計           |               | 8               | 13      | 23   | 5                         | 1               |

注：「接收→離村」とは「荒廃法リスト」において第2条の適用対象となっており経営を接收されたと考えられ、かつ1953年中葉の「離村リスト」に名前が出ているもの。「脆弱→離村」とは「荒廃法リスト」において第3条の適用対象（経営再建対象）に分類されたが、1953年中葉の「離村リスト」に名前が出ているもの。「離村」とは「荒廃法リスト」に名前がないが「離村リスト」に名前があるもの、および荒廃法リストの第1条適用者（1952年3月以前の逃亡者）をそれぞれさす。

出典：LHAS,7.11-1, Nr.3050 und Nr.3057より作成。両史料を名前で個別に照合させた。1920年の経営数は農場名簿による。その出典は表1に同じ。

## (2) 1952年3月20日「荒廃経営法」による接收の実態

### ①「経営接收理由」の分析

こうした大農層の総崩れともいふべき現象は、むしろ1952年7月に突然生じたものではなく、ある意味では1949年より開始される「反大農政策」の結果とみなしうるものである。農業労働者保護立法の施行、供出ノルマの「等級化 Differenzierung」<sup>(24)</sup>、肥料など経営手段の調達における不利な扱い、MTSの差別的料金体系、農地面積基準による畜産物ノルマ制度の導入などが、よくあげられる内容である。とくに最後の点については、一般に大農経営の畜産は高品質家畜志向が強く、このため農地面積あたりの頭数が少ない傾向があったために、査定基準が家畜保有頭数基準から農地面積基準へと変更されたことは、とりわけ大農経営にとって打撃的であったといわれている<sup>(25)</sup>。こうした政策の展開を受けて、1952年3月20日の「荒廃法」の施行により、「荒廃農民経営」の査定と、それに基づく接收が実施されることとなるのである<sup>(26)</sup>。

では「荒廃法」による接收は集落レベルではどの程度の比率で生じていたのだろうか。シュベリン県当局は「荒廃法」実施にあたって、各郡当局に対し、施策対象となる農民経営のり



| 計  | 農場名簿記載の農民経営数(1920年) |
|----|---------------------|
| 1  | 2                   |
| 11 | 14                  |
| 0  |                     |
| 18 | 13                  |
| 7  | 1                   |
| 2  | 5                   |
| 4  | 2                   |
| 7  | 7                   |
| 12 | 5                   |
| 38 | 39                  |
| 50 | 44                  |

ストを作成させており、「荒廃経営」の集落名、経営者氏名、接収理由（第2条適用）ないし再建理由（第3条適用）などが個別に記されている。この「荒廃経営リスト」（1952年3月作成）と、前述の「離村経営リスト」（1953年「6月事件」直後に作成）をつきあわせると、集落ごとの「荒廃法」適用の度合いが、その後の農民「離村」全体との関わりで判明することになる。とはいえ全経営について氏名をつきあわせていくのは大変な作業量を必要とするので、本稿ではシュベリン郡において「離村」比率が比較的高い4つの旧農民集落に限定してこれを行ったみた。それを整理したものが表2である。

ここでも集落ごとの差異は無視できないが、本表からは、まず第一に、「荒廃法」第2条により接収された大農経営数はおおむね2経営前後であり、集落の大農経営数の15-20%前後であることがみてとれる。他方、第3条適用の「脆弱経営」は各集落で3経営前後であり、集落の大農経営数の3割程度である。郡全体で集計すると「接収経営」が146経営、「脆弱経営」が112経営と第3条適用は少数であるから<sup>27)</sup>、「壊滅型」村落ではとくに「脆弱経営」の多さがめだつといえようか。ともあれ、第2条の「接収」と第3条の「脆弱」をあわせれば、すでに「壊滅型」村落では、集落の大農経営の半数程度が「荒廃法」の対象となっていることに、まずは驚かされよう。なお、中農層については、集落ごとの経営数が不明なので推定が不可能であるが、Klein Rogahn村のように中農村落と推定されるところでも相当数の経営が「荒廃法」の対象となっていることは留意しておきたい。

第二に「離村」との関わりを大農についてみると、「接収→離村」パターンが6件、「脆弱→離村」パターンが12件、これに対して第二条の接収対象であって、かつ一年後に村に残っている可能性のある大農は、このサンプルでは1件にすぎない。これは「荒廃法対象」の大農経営は、結果として「離村経営」と重なることを意味する。また、この「荒廃経営」リストは実施前の査定リストであることを考えると、ほぼ査定通りの接収が行われたということもできるだろう。なお、その他の点として、中農層については残存率が高いと思われること、経営者は別にしてこの場合の「離村」は農民家族の離村を含まないこと、ここでも地域的な差異が観察されること、以上3点を指摘しておく。

さて、上記のシュベリン郡「荒廃経営リスト」には、簡潔ではあるが各経営の接収理由が記されている。表3はこの記述をもとに「接収理由」を分類整理してみたものである。以下、この表を素材に接収理由の分析から当該期の大農経営の特徴を探ってみよう。

表3 シュベリン郡の「荒廃法リスト」における接収理由の内訳(1952年)

|                       | 小・中農層<br>0-10ha | 中農層<br>10-20ha | 大農層<br>20ha以上 | 計      |
|-----------------------|-----------------|----------------|---------------|--------|
| 経営数                   | 16              | 30             | 100           | 146    |
|                       | 11.0%           | 20.5%          | 68.5%         | 100.0% |
| 経営面積(単位:ha)           | 114             | 460            | 3,934         | 4,508  |
|                       | 2.5%            | 10.2%          | 87.3%         | 100.0% |
| 第1条対象者(「離村」により接収)     | 2               | 1              | 8             | 11     |
| 第2条対象者(不良経営査定により接収)   | 14              | 29             | 92            | 135    |
| 接収理由の内訳               |                 |                |               |        |
| 高齢                    | 2               | 2              | 21            | 25     |
| 病気・傷害による労働不能          | 4               | 3              | 11            | 18     |
| 所有者が「単身女性」            | 1               | 2              | 4             | 7      |
| 労働力不足                 | 0               | 0              | 2             | 2      |
| 劣悪な経営・無能・サボタージュ・ノルマ累積 | 6               | 12             | 36            | 54     |
| 理由の記載なし・その他(1)        | 1               | 10             | 18            | 29     |
| 馬・属具への言及のあるもの         | 5               | 4              | 5             | 14     |

注：原リストは実施のための査定結果である。しかし1952年8月上旬の実績が125経営となっているから(LHAS, 7-11, Nr.3055)、ほぼこの査定通り実施されたと考えられる。なお、本表はGadebusch地区を含む数値である。

(1)は圧倒的に理由の記載がないものだが、その他の内容は小作関係、後継者不足、畜力不足などである。

出典：Landeshauptarchiv Schwerin, 7.11-1, Nr.3057より作成。

まず第一に、接収理由としてもっとも多いのは「劣悪な経営、無能、サボタージュ、ノルマ累積」である。大農層では36件、全体では54件を占めている。大農層に対する高ノルマ負担は1949年来の政策指針であったし、そもそもが「荒廃経営リスト」は「劣悪経営」査定のためのリストであるから、これは当然の結果ともいえる。ちなみにパゼヴァルク郡の「脆弱経営」のノルマ達成率の内訳をみると、穀物供出の成績に比べ相対的に肉とミルクの供出成績が非常に悪いことが読み取れる<sup>(28)</sup>。肉の過度な供出ノルマによる畜産の急速な縮小、それを契機とするノルマ累積の悪循環、これらの結果として経営破綻に陥った大農経営の姿が、ここからは透けてみえてくる。もっとも「劣悪経営」とか「無能」などという抽象的な理由付けは、接収の正当性の弱さを、同じことであるが政治的忖意性の余地があったことを感じさせるものでもあるが。

同時に、他方では州当局が供出ノルマだけを基準とする接収を強く批判していることも注目される。1952年4月3日、ギュストロー市で開催された郡長会議では、「荒廃法」実施準備の遅れが批判されるとともに、特に各郡評議会が、「荒廃経営」の査定にあたり「もっぱら調達の観点からのみの指導で、現実の各経営の基礎的な生産状態の観点から指導されていない。このため、供出ノルマを残しているすべての経営が3月20日法により接収される傾向が生じている」ことが強く非難されているのである<sup>(29)</sup>。過剰供出による生産力停滞による食糧危機を強く意識し、階級規定よりも「生産力主義」を全面に打ち出す上級機関と、逆に一律的な経営接収に走る郡官僚組織、ここからは両者のそうしたズレをみてとることができるかもしれない。

しかし、第二に、この表3でもっとも注目したいのは、「高齢」「病気と戦傷による労働不

能」「単身女性」の項目が合計で約35%と、かなりの比率をしめることである。この場合、「高齢者」とは後継者の不在を、「単身女性」は夫の不在を意味している<sup>(30)</sup>。どちらの場合も戦死・戦傷・抑留・行方不明など第二次大戦との関わりを強く想起させる事項である。それほどまでに戦争による農民家族の労働力の解体は、とくに旧農民経営において深刻であった。ヴァーレン郡B村においては、1952年4月12日に「荒廃法」の適用に関わって複数の該当農民と村当局関係者により協議の場がもたれている。その議事録によれば、このうち農婦HB(28.08ha)は、経営者の夫が戦争傷痍者で頭と足に障害があり、良好経営をするには負担が大きいこと、生ける属具は馬2頭、乳牛3頭、若牛2頭、豚2頭、鶏2羽であること、約30モルゲン分については次年度ノルマは1haあたり穀物300kgだが、森林化の申請をすることも考えていること、ジャガイモを作付け義務の21モルゲン分については、約2.5ha分は農地への作付けが可能だが、11モルゲン分は劣等地に作付けなければならず収穫が危ういこと、などが記述されている<sup>(31)</sup>。この例では、経営者の身体問題を契機として、家畜不足やノルマ負担の重さに苦しむ大農家族の状況が表現されているといえよう。さらに、当該期の『農民の声Bauern Echo』という雑誌には、婿入りを求める農民の娘の広告や、さらには結婚紹介所の広告記事が数多くみられるが、これも旧農民経営の男子後継者不足の深刻さを反映する現象である<sup>(32)</sup>。このように、当該期の大農経営の脆弱さは、「反大農政策」による影響もさることながら、かくも深く戦争の傷跡に規定されたものであったこと、そのことをここではとくに強調しておきたい。

第三に、表3では明瞭には読みとれないが、シュベリン郡に隣接するパルヒム郡の「荒廃経営リスト」に掲載された接収理由をみると、上記の「ノルマ負担」と「戦争による家族労働力解体」の他に、とくに小作人問題と雇用労働力不足が接収理由とされている例が数多くみられる。たとえばパルヒム郡F村では、「所有者(39.79ha)は東ドイツに暮らし、経営はBに小作されていた。しかしBが小作地を離れ戻らなくなってしまった。建物は荒れ果て、耕作状態は劣悪で、家畜保有状態もひどい」とある<sup>(33)</sup>。この例のように、小作人逃亡ないし小作地返還(小作契約解約)により、代替経営者がみつからないまま経営放棄されるケースがかなりの頻度でみられる。

戦後の大農経営は、大量に流入した東方難民を引き受けることで、外国人労働者なきあとの農業労働力を確保してきた。高齢・病弱・戦傷に苦しむ経営者でも戦後に農業経営を継続できたのは、ひとえにこうした潤沢な難民労働力が存在したゆえであった。しかし1950年代以降、難民の農村流出がはじまることにより、農村はナチス期以来の農業労働力不足に再度もだえはじめ、労働力不足を一因とする生産力低下の結果、経営接収を余儀なくされるケースが生じてくる<sup>(34)</sup>。1952年4月、ハーゲナウ郡H村の公開農民集会の場で「ノルマが平年の収益よりもはるかに高く設定されている」と強い不満を述べた大農K(47.10ha)について、当局の報告者は、隣村の旧グーツ所有者がKの義理の兄弟であること、Kは38馬力のトラクターを保有していること、当村の村長は1945-1949年までKのもとで働いていたことな

表4 メクレンブルク・フォアポンメルン州各郡の「接収」状況と「接収経営」管理の

| 郡名              | 接収状況                                   | 管理局運営体制<br>(経理等は除く)                              | 労働編成など  |
|-----------------|--|--|---|
| Schwerin郡       | 136経営<br>(125経営済)                      | 拠点農業専門家14名<br>副代表1名<br>指導的農業専門家2名                |   |
| Parchim郡        | 77経営<br>(12経営済)                        | 指導的農業専門家1名、<br>副代表1名                             |   |
| Hagenow郡        | 145経営<br>(50経営済)                       | 指導的農業専門家1名<br>拠点農業専門家7名<br>(14人が不足)              | 2-3経営からなる各地区に作業隊長を派遣。旧所有者ないし旧小作人はおいていない。  |
| Ludwigslust郡    | 26経営<br>(8経営済)                         | 指導的農業専門家1名<br>拠点農業専門家4名                          | 「移譲」済みの8経営には作業班長を派遣。旧所有者は現在は「拠点農業専門家」の管理下で、他の経営で働いている。  |
| Güstrow郡        | 75経営<br>(§1=21, §2=54)<br>(6経営済)       | 指導的農業専門家1名<br>副代表はいない<br>拠点農業専門家4名(遊日中にある一人獲得予定) |   |
| Wismar郡         | 113経営<br>(26経営済)                       | 指導的農業専門家1名<br>副指導者1名。<br>拠点農業専門家が不足              | 20の拠点到編成  |
| Gravesmühlen郡   | 75経営<br>(§1: 28, §2: 47)               |  |   |
| Neubrandenburg郡 | 74経営(52経営済)<br>村長の立ち会いの下で行う。           | 指導的農業専門家ほゼロ<br>拠点農業専門家10名。                       | 旧所有者は経営で働いているが、若干の者は転居。2-3経営については一人の作業班長しかいないが、これは作業班長が不足しているためである。                             |
| Demmin郡         | 62経営<br>(26経営済)                        | 指導的農業専門家1名<br>拠点農業専門家6名、<br>作業班長2名               |   |
| Pasewalk郡       | 32経営<br>(12経営)                         |  |   |
| Neustrelitz郡    | 75経営<br>(§1=10, §2=65)。この<br>数は暫定的、未着手 |  |   |
| Waren郡          | 33経営(未着手)                              |  |   |
| Malchin郡        | 42経営<br>(8経営済)                         |  | 3-4の荒廃経営を持つ村に対して、作付け農地を統合し、作物別にまとめて作付けすることを奨励。すべての農地が単一経営単位として扱われている。投入と収益は3-4のまとまった経営ごとに分割される。 |
| Starlund郡       | 42経営<br>(36経営済)                        | 指導的農業専門家1名、<br>拠点農業専門家9名。                        | 一部の経営については、労働者Leuteがいなかったために旧所有者がなお「占有besetzen」している。  |
| Rostock郡        | 92経営                                   | 指導的農業専門家1名、<br>拠点農業専門家16名                        | 全経営には作業班長Brigadiereが派遣され、旧所有者は経営の労働者となっている。作業班長の多くは現在のところ二つの農場Hofを経営しなければならない状態である。             |
| Grimmen郡        | 31経営<br>(15経営済)                        | 指導的農業専門家1名<br>拠点農業専門家4名                          | 労働力不足が大変深刻である。  |
| Greifswald郡     | 32経営<br>(14経営済)                        |  | 旧所有者が自立的かつ単独で作業を行っている経営は即座に変更する必要がある。   |
| Rügen郡          | 46経営<br>(21経営済)                        |  | 7つの「拠点」に分かれている。他の経営では作業班長がいらない。仕事は一時的に所有者によって実施されている。   |

出典:LHAS, 7.11-1, Nr.3055(信託経営管理課との作業部会議事録:1952年8月12日午前10時開始)より作成。

実態。 1952年8月

家畜の管理、労働遂行状態、難民関連など

来週の間には収穫完了予定。50-55%が搬入済み。脱穀はこれから。

収穫も脱穀もほぼ完了し、明日から供出。もっとも難しいのは農業労働者問題である。

若干の経営では家財が競売されたといわれている。これについては同僚のHesse氏は、何も競売されていないはずだ、家財はわが難民農業労働者Umsiedler-Landarbeiterのために充用しなくてはならないからであると言っている。ノ101カ村で口蹄疫が発生。このため電話でのみ話が可能な状態である。

「未移譲（＝接取）」の経営についても現在既に「拠点農業専門家」が派遣されている。

当地の管理局は、郡評議会からはいかなる支援も受けていない。一部の荒廃経営所有者は、自分の経営が荒廃経営とされることについて何の知らせも受けていない。

家畜は種類ごとに各経営にまとめた。2人の上級搾乳夫Obermelkerがいる。家畜は「焼き印」をつけている。各経営に労働者たちを固定している。・・・ライ麦収穫は100%、夏穀物は80-90%完了した。脱穀を開始している。・・・8月10日より夜間脱穀を開始した。

刈り取りは終了、脱穀の指示を行った。ノルマの確定までは倉庫に置かれる。

「移譲」（＝接取）経営では、ライ麦の刈り取りは100%完了、他の経営も監督下にある。MASが犁耕し、浅耕がなされている。

冬穀物収穫は100%完了、夏穀物収穫は50%完了。

ライ麦は収穫が終わり、20%を脱穀。家畜は家畜の種類ごとに分けて各経営に収容した。菜種（の収穫）については、まだ始まっていない。MASが（荒廃）経営を後回しにしているからである。

家畜は集められている。収穫は残っていた燕麦と小麦も終了した。「未移譲（＝接取）」の経営については収穫物搬入のため管理下に置かれている。

21経営でライ麦収穫が終わった。

表5 接収後の旧所有者の居住状態と接収理由（ルートヴィッヒルスト郡, 1952年）

| 所有者ないし経営の特徴 | 居住の有無    | 人数 | 家賃  | 労働      | 備考：接収理由  |
|-------------|----------|----|-----|---------|--|
| (とくになし)     | 逃亡、老婦が残る | 1  | 支払う | 季節労働    | 所有者は家族とともに西に逃亡。経営は村の共同作業で行われている。   |
| 高齢と戦傷       | 居住       | 2  |     | 従事      | Jは妻と28才の息子で経営をしていた。息子は足を切断している。他に17才の息子。Jは進歩的な経営様式になれず、自分の義務を果たせていない。道具の整備も不十分。高齢でこれ以上は無理。                 |
| (とくになし)     | 居住       | 2  |     | 従事      | S(=女性経営者)は嫁夫婦と共同で経営。しかし嫁夫婦に経営を渡す意思がないことが経営の再建と向上を妨げている。ノルマは遅れており、これでは責任が持てない。                              |
| 女、ホテルを所有    | 居住       | 1  |     | 労働せず    | 妻と2人だけで経営に従事していた。2人とも60歳以上で、これ以上は無理。息子は西に行き、長男は他の農民経営に嫁入りした。   |
| 息子の他居<br>高齢 | 居住       | 2  |     | 季節労働    | B婦人は、12才の息子、母親、雇用労働者1人で経営してきた。しかし経営能力がない。「死せる傭員」が一部しかない。農場全体がとも荒れた印象をうける。                                  |
| 單身女         | 居住       | 1  |     | 労働せず    | 3人の老人で経営。所有者は現在入院中のため、現在2人で経営。雇用労働者が従事   |
| 死亡、残った家族は高齢 | 居住       | 2  |     | 労働せず    | 単身で幼児を2人かかっている。雇用労働者もない。彼女は経営する力はなく農地は毎年荒れる一方である。  |
| 單身女         | 居住       | 1  | 支払う | 季節労働    | 妻と2人で経営。Bは肺病で労働能力70%、1年半Rostockで入院生活。これ以上の経営は無理。建物の状態はよいが、家畜と農地の状態が悪い。                                     |
| 病氣          | 逃亡、誰もいない | 0  |     |         | 女性所有者は70歳で、老齢の親族と共同で経営している。2人ともはや経営できない。家畜も農地の状態も良くない。これ以上無理。  |
| 高齢女性        | 居住       | 2  |     | 季節労働    | Kの経営は単身で経営していた。ここに家族が入り経営を支援したが、生産性が悪かった。Sの経営：数年來の劣悪な経営。手だてを尽くしたが失敗。Sは経営にかりや石炭を施絶することを拒否した。Sはこれと共同する意思がない。 |
| 單身男、2経営分    | 居住       | 3  |     | 季節労働と班長 | 1945年來労働力不足。経営再建の意欲なし。経営のために緊急に投入された役畜を売却した。   |
| 労働力不足       | 居住       | 1  |     | 季節労働    | 劣悪経営。Mとその妻はともに60代で、経営を変える意欲なし。   |
| 高齢と戦傷       | 居住       | 3  |     | 季節労働    | この経営には3人しかいなかった。Bは現在もなお民主主義体制になれず、法と秩序を脅かしている。「信託機関」の情報では14日前(52年9月末=足立)に00R逃亡した                           |
| (とくになし)     | 逃亡       |    |     |         | 所有者は70才の妻と、29才の半盲の息子と暮らしている。経営用建物も傭具も状態が悪い。農地も耕起されていない   |
| 高齢と障害       | 居住       | 1  |     | 常雇      | 経営能力なし。建物、家畜、農地の状態が良くない。家族は大人2人子供1人。雇用労働力はない   |
| (とくになし)     | 居住       | 1  |     | 常雇      | 経営能力なし。建物、家畜、農地の状態が良くない。家族は大人2人子供1人。雇用労働力はない   |
| 高齢・障害者      | 居住       | 1  |     | 労働せず    | 約40haを所有しているが、この数年來20haを小作に出しており彼自身は10haしか経営していない。身体障害者でこれ以上の経営は無理である。                                     |
| 單身女         | 居住       | 1  |     | 季節労働    | 女性は「單身」で子供をかかえている。同居の父親は老齢でもはや経営は無理。さらに病氣の姉(妹)も同居している。小作人も現在の状況では展望なし。                                     |
| 單身女         | 居住       | 2  |     | 季節労働    | この婦人は単身での経営は無理。能力が全くない。彼女は老人を2人雇用しているだけである。  |
| 逃亡、妻残る      | 居住せず     | 1  |     | 労働せず    | 男性所有者は西へ逃亡(残された)婦人は、経営能力なし。妻と子供は病氣。夫は懲役3年の前科。後にアムネスタシーに。   |
| 單身高齢        | 居住       | 1  |     | 従事      | 所有者は80才、單身、年金生活者。相続人は経営に関心なし。この老経営者は全力を尽くしているが、この数年來半産は後退。ノルマ未達成   |
| 單身高齢・小作契約解消 | 居住せず     | 0  |     |         | 所有者は西に在住。45年以來小作に出している。小作人は1952年5月に都と小作契約を解消。家畜と建物の状態が良くない。  |
| 所有者行方不明・小作人 | 居住せず     | 0  |     |         | 小作経営。現在所有者は行方不明。現在の小作人に経営再建は期待できない。  |

出典：IHAS, 7, 11-1, Nr. 3956 (Ludwiglust, d. 20, 10, 1952, n. 4, 06, 16, 1952) より作成。

どを指摘したのち、「1950年までは、この経営には十分な数の労働力がおりノルマも常に達成していた。Kと一緒に働くことはほとんどなかった。仕事は労働者が行い、彼は営業や取引に従事していた。車やトラクターのスクラップを購入して、それで高い収益をあげていた」、しかし1950年から収益が減退し、供出ノルマを達成できなくなり、「1945年直後は難民たちはこの経営でパンが稼げるのをとても喜んでいた」が、現在はこの経営は労働力不足に陥っている、と述べている<sup>(35)</sup>。この例は、高ノルマのもとでも副業的な営業収入で利益をあげてきた大農経営が、1950年前後の難民流出による労働力不足と、おそらくは通貨改革の影響により発展の可能性を奪われ、ついに供出ノルマ未達成にまで陥っていく過程をあらわしているといえようか<sup>(36)</sup>。

## ②「荒廃経営」接收後の経営管理の実態

ところで「荒廃法」により接收された農民経営は、法的には、「信託機関」が直接管理するか、あるいは小作化されることとされている。直接管理か小作化か、その両者の比率は、郡によってかなりのばらつきがみられる。例えば、接收リストから算出すると、シュベリン郡とパルヒム郡においては、どちらの郡でも接收経営のうち「信託機関」管理とされたものが約8割、小作化されたものは1割未満にすぎないが<sup>(37)</sup>、これに対してハーゲナウ郡では小作化された割合が35%（1952年10月の数値）とかなり高くなっている<sup>(38)</sup>。同じくデンミン郡でも小作化が中心となっているが、その内容を見ると、興味深いことに、農業労働者を小作人とする例が相対的に多いことがわかる<sup>(39)</sup>。郡ごとのこうした対応の差が何によるのかは、現在のところは不詳である。

とはいえ、もっとも多いのは「信託機関」によって管理される場合であった。表4は、1952年8月における「信託機関」管理の実態を郡別に表したものである。「荒廃法」実施初期のものであるためであると思われるが、ここでも各郡ごとの接收実績にばらつきがみられ、とりわけノイブランデンブルク県の諸郡での進捗の遅れが顕著である。その点はさしおくとしても、本表からは、全体としては各郡においていくつかの拠点的な部署が設置され、そこから「作業班長」が派遣されて「荒廃経営」が管理される制度となっていたことが判明する。ここでいう「作業班長」と重なるかどうかは不明だが、興味深いのは、元所有者が実態としてはそのまま経営を継続している例がみうけられることである。たとえば表中のシュトラールズンド郡では「一部の経営については労働者がいないために旧所有者が経営を占拠」しているとあり、グライフスヴァルト郡でも、「旧所有者が経営しているところは即座に変更すべきである」と記されている。また、本表ではハーゲナウ郡については「旧所有者は経営にはいない」と記されているにもかかわらず、2ヶ月後の10月21付けの報告では、郡の各区域に7-9戸の「荒廃経営」を割り当て、一区域に一人の「農業専門家Agronom」と「経営者Wirtschaftler」をおいていること、そして経営者は旧グーツ労働者ないし旧農業労働者出身者とするが、この経営者数が不足している場合は、「荒廃経営」の元所有者が作業隊長として自分の経営や他の経営に派遣されている、とされている<sup>(40)</sup>。

そこで表5をみられたい。これは1952年10月におけるルートヴィッヒルスト郡における「荒廃経営」接收後の所有者家族の居住状況を個別経営ごとに示したものである。1952年10月時点と早期のものであり、また「荒廃法」接收経営だけを対象にしているために、1952-1953年の期間全体における農民の「共和国逃亡」の状況を示すものとしては十分ではない。また、当郡は他郡に比較すれば中農的な地域であり、その点で本表において大中農の区別がなされていないことも考慮する必要がある。

しかし、これらの点を留意した上でもなお、この表において予想以上に多くの農民家族が村に残っていることにここでは着目したい。家族全員の逃亡が2経営、所有者のみの逃亡が2経営であるのに対して、小作を除く残りの17経営は村に残っているのである。しかも彼ら

の多くは、高齢者・戦傷者・単身女性など、社会的な弱者ともいうべき人々となっている。こうした社会的弱者は、DDR難民としての西ドイツの暮らしに自らの将来を描くことは困難であるだろうから、逃亡ではなく残存を選択をすることは、ある意味では「合理的」な判断といえるだろう<sup>(41)</sup>。

この表でもう一つ注目すべきは、「労働」の欄である。これは残された人々が、自らの経営の労働にどう関わったかを示したものだが、彼らの多くは季節労働を主とする農業労働者として自らの経営に従事していることがわかる。ちなみに、1952年10月の時点でハーゲナウ郡の信託機関のもとにあった農業労働力の内訳は、「旧所有者とその家族」が249名、「旧小作人とその家族」が18名、旧農業労働者が122名、比率でいえば旧農民家族が64%、旧農業労働者が30%であるとされている。しかもこの数字は、「信託機関」の農業経営に必要とされる労働力需要の50%にしかすぎない、と報告されている<sup>(42)</sup>。先の表4にみられるように、なるほど複数の「荒廃経営」の一括管理により農地と家畜の糾合しようという試みが一部においてのみみられる。とはいえ、全体としていえば郡の「信託機関」の管理下に入ったからといって「荒廃経営」の実態に大きな改善が生じたわけではなかった。村に残った大農経営の家族たちは、ある者はブリガーデ長または「経営者」として、そして老人、戦傷者、単身女性などの社会的弱者のグループは、新たな「農業労働者」ないし「季節労働者」として、信託機関の農業経営、その後にはÖLBの経営を支えることになった。4経営が「荒廃法」の適用を受けたシュベリン郡のB村では、郡から信託人が一人派遣され、4人の農業労働者とともに3つの荒廃経営を管理したというが、その運営はうまくいかず、村長が、管理人は「折にふれて管理人Inspektorのマニュアルを振りかざす」と非難するほど、評判は芳しくない<sup>(43)</sup>。1953年前半期の実態がなお不明ではあるが、一般に1952-1953年の大農経営の「接收」と「逃亡」が必ずしもLPGの設立に帰結しえず、また「6月事件」後に旧農民村落が膨大なÖLB農地を抱えこむことになるのも、こうした接收後の「荒廃経営」の悲惨な経営実態が背

表6 シュベリン県における「離村」「接收」「空き」の状況（1952年）

|     |                 | 経営数 | 面積 (ha) |
|-----|-----------------|-----|---------|
| 旧農民 | 「荒廃経営」法適用実施数    |     |         |
|     | 第1条適用           | 85  | 3,173   |
|     | 第2条適用           | 524 | 18,909  |
|     | 計（接收）           | 609 | 22,082  |
|     | 第3条適用           | 220 | 6,203   |
| 新農民 | 「空き」経営          | 965 | 8,523   |
|     | 土地改革ファンド        |     | 208,468 |
|     | 「空き経営」／土地改革ファンド |     | 4.1%    |

出典：旧農民についてはLHAS, 7.11-1, Nr.3055（1952年10月8日時点の数値。実績数）より、新農民についてはLHAS, 7.11-1, Nr.3049より（1952年8月18日時点の数値）より作成。



後にあったからといってよい<sup>(44)</sup>。表6によれば、1952年10月のシュベリン県の「荒廃法」による接收面積（従ってÖLB農地+小作地）は約22,000haと土地改革フォンドの1割程度の水準にまで達しているのである。

### ③「住」をめぐる問題

大農経営の接收後の処理において見逃してはならないものがある。それは住宅問題である。戦後難民を大量にうけいれた旧農民集落では、農民家屋は村の重要な物的資源であり、住宅不足を背景に、村住宅委員会が各住居の部屋単位にいたるまで管理する権限をもっていた。住宅配分はこの時代の村内紛争の中心問題のひとつであったのである<sup>(45)</sup>。

旧農民の「共和国逃亡」や「荒廃経営」接收の問題も、住宅問題とは無縁ではなかった。逃亡により家族員数が減少する場合はもとより、「荒廃法」による接收の場合ですら、所有者家族の住宅利用が制限される可能性があったからである。例えば、「荒廃法」施行直後の1952年4月18日、ベルリンから出張してきた農林省官僚と州農林省職員とのあいだでもたれた協議の場においては、「老齢や労働不能によりこれ以上経営を継続できない所有者は、その経営に住み続けるべきであり、可能であれば経営の資産から扶養されるべきである。決して農場から追い立てることをしてはならない」と、大農追放と資産収奪の禁止が確認されている<sup>(46)</sup>。これは、住宅不足に対する強い不満が広範に存在しているからこそ、経営接收が安易な大農追放につながることを恐れた、と解することができよう。さらに前掲表4のギュストロー郡の欄においては「家財は難民の農業労働者のために必要である」と書かれていることから<sup>(47)</sup>、この問題が戦後難民問題と重なっていることも容易に想像される。

実際には、前述のように、接收や逃亡に関わって、高齢者などの社会的弱者を中心に村に残った者に対して、村から追放される事態は生じないとしても、利用する部屋数が減らされたり、あるいは村内転居を余儀なくされたりする状況が広範囲に発生したと考えられる。やや極端な事例だが、1952年8月、ビュツオー郡Gr.L村においては、「荒廃経営」のB農場に派遣された管財人Hが、「DDRの立法と行政命令を利用して、身体障害者の姉を住宅から追い出して」自分が入居、「ギュストロー市の信託機関の2名が姉のところに来て、口頭で住居立ち退きを告げた」とされている<sup>(48)</sup>。

7月17日法において逃亡農民の資産没収が公的に明記された後となれば、住宅の没収、あるいは村に残った大農家族に対する「住」の制約はより一層加速する。前述したギュストロー郡Z村のCh. Behrensの農場では、女性所有者が逃亡したのち、村に残った所有者の母と祖母は、かつての自宅の一室におしこまれてしまったという。彼女は当時の無念さを次のように回想している。「ある時、若鶏の調理をしたとき、家に住むある女姓から、ドアのすきまから食堂を見るように言われました。そこには新しい主が私の机に私の食器をもって座っていました。とても気の滅入る光景でした。かつての居間とサロンは新しい経営の事務所になり、その後はLPGの事務室になりました。」おそらく住宅調整が実施されたのであろう、

その後二人はそれぞれの村内の親族の一室に転居したという<sup>(49)</sup>。

住宅問題に関わってもう一つ着目すべきは、当局の大農家屋の住宅確保が村の労働力調達との関わりで強く意識されていたということである。たとえば、前述のシュベリン郡B村では、LPG化のためには「良質の労働を保証するために、経営の家族は他村か、あるいは他の家に転居させる必要がある」とされている<sup>(50)</sup>。また、1954年、パルヒム郡G村の「脆弱経営」FS(46.08h)の接収協議において、農地のみならず接収に限定しようとする大農家族に対して、郡当局はすべての経営資源をÖLBに一括統合するよう主張している。すなわち郡当局は「経営の移譲に際しては、この経営に付属するすべての住居空間Wohnraumeが必要」である、なぜなら、この村には「泥炭採掘があるため労働力不足であり、このために他所から家族労働力をよんでこなくてはならないが、しかしFS経営以外に住むことのできる場所はないからである」と主張しているのである<sup>(51)</sup>。このように、住宅問題は単なる社会政策的観点からだけでなく、農業労働力の調達の観点から位置づけられていたのである。

#### 4. 新農民の「共和国逃亡」と「経営返上」－1950年代中葉を中心に－

##### (1) 1955年の新農民の「共和国逃亡」の概観

新農民に移ろう。1950年代の農業・土地問題のもう一つの焦点は、新農民の経営放棄による非耕作地の急増問題であった。新農民経営の経営放棄の頻発や新農民の流動性の高さは、すでに土地改革期からみられる現象であることは、近年では比較的良好に知られていることがらである。1945-1949年における新農民の経営放棄については、なお難民層が流入するもので、新たな新農民の入植により「空き」経営比率は低水準に抑えられていたと考えられる<sup>(52)</sup>。しかし通貨改革を契機に農村流出と「共和国逃亡」が開始されると、新農民経営放棄問題は、土地改革用地における耕作放棄地の急増問題として一気に表面化する。その当面の政策対応が、先に述べた1951年2月8日「非耕作地法」、および1952年3月20日「非耕作地追加法」であり、それに続く集団化運動であった。前掲表6によれば1952年8月のシュベリン県の「空き」の新農民経営数（非耕作地と同義であるとみてよい）は、土地改革ファンドの4%にも上っている。州全体ではこの数値は8.1%までにはねあがる<sup>(53)</sup>。むろん、この数値の背後には、さらに膨大な数の経営困難な新農民が存在していた。よく知られているように1952-1953年の初期の集団化は圧倒的に新農民層を担い手として立ち上げられるが、この点は新農民集落においてLPG化が新農民経営の経営放棄や経営困難の打開策として意味づけられたことを示している。

ここで表7-1をみられたい。これは1955年の夏に行われたベルリン農林官僚によるロストク県の農村「共和国逃亡」調査の報告書から作成したものである<sup>(54)</sup>。みられるように、ここには県農林課より提供されたものと、県内務課より提供されたものの二種類が記載されて

表7-1 ロストクの農村の「共和国逃亡」  
(1955年3-7月。単位：人)

|         |         |     |
|---------|---------|-----|
| 県農林省の数字 | 新農民     | 27  |
|         | 中農      | 11  |
|         | LPG農民   | 15  |
|         | その他（大農） | 167 |
|         | 総数      | 220 |
| 県内務省の数字 | 新農民     | 141 |
|         | 小農      | 53  |
|         | 中農      | 32  |
|         | 大農      | 9   |
|         | LPG農民   | 43  |
|         | 計       | 278 |

出典：B-Arch. DK-1, Nr. 888. S. 9より作成。

表7-2 北部3県における農民の「共和国逃亡」（1957年6-8月）

|         | シュベリン県 | ロストク県 | ノイブランデンブルク県 | 計    |
|---------|--------|-------|-------------|------|
| 新農民     | 27     | 17    |             | 44   |
| 小農      | 19     | 22    | 61          | 102  |
| 中農      | 10     | 12    | 6           | 28   |
| 大農      | 1      | 1     | 2           | 4    |
| LPG農民   | 75     | 72    | 69          | 216  |
| 農民計     | 76     | 73    | 71          | 220  |
| MTS従事者  | 84     | 92    | 83          | 259  |
| LPG従事者  | 213    | 172   | 137         | 522  |
| 農民経営就業者 | 152    | 117   | 165         | 434  |
| 計       | 525    | 454   | 456         | 1435 |

出典：B-Arch. D01-11, Nr. 964, S. 164f. より作成。ノイブランデンブルク県の小農は事実上は新農民であると考えられる。

表7-3 ヴィスマール農村郡の農村の「共和国逃亡」  
(1955年3-7月。単位：人)

|       |          |     |
|-------|----------|-----|
| 逃亡総数  |          | 119 |
| うち 青年 |          | 64  |
| 農民    |          | 37  |
| 農民内訳  | 新農民      | 5   |
|       | 小農       | 1   |
|       | 大農       | 1   |
|       | LPG      | 2   |
|       | MTS      | 6   |
|       | VEG      | 2   |
|       | 農業労働者と子供 | 8   |
|       | 家族従事者    | 12  |

出典：B-Arch. DK1, Nr. 888, S. 10より作成。

いる。月ごとの総数をみるとほぼ同じであるから、両者の数値の違いは、情報ソースの違いではなく、情報の分類の仕方の違いによるものと考えられる。興味深いのは、第一に農林課の分類では「小農」と「大農」が消えていること、第二に「その他」の数値が異常に高くなっていることである。第一点は、「小農」が事実上は新農民層と重なり、また「6月事件」後に大農逃亡数が低下したことの反映であろう。第二点については、内務省数値との比較からみて、農民逃亡の数値には経営者だけがカウントされていると考えられる。これは、「経営問題」を常に意識せざるを得ない農林課の立場によるものともいえるが、他方では農民逃亡が必ずしも家族単位では生じていないという実態を反映したものともいえる。

そこで、まず、家族を含むであろう「共和国逃亡」の階層別の内訳をよりリアルに表している内務課の数値をみてみると、1955年の農民逃亡の重心が新農民にあったことが明瞭であろう。現実に上述の報告者も、「主要な部分は新農民層と青年たちである」と記述している<sup>(65)</sup>。「小農」が新農民に重なることを考えれば、その比率はもっと高まる。土地改革以来、新農民が厚く存在したノイブランデンブルク県からの1954年8月と12月の農民逃亡情勢報告によれば、同県の逃亡農民は、そのほとんどが5-10ha層であるとされている<sup>(66)</sup>。

もう一つの問題は、農林課の「その他」に含まれている人々、つまり経営者以外の農村逃亡者の内訳である。そこで表7-2をみられたい。これは北部三県における1957年6-8月の農民逃亡者の内訳をあらわしたものである。上述のように「小農」が事実上新農民に重なっていることを考慮すれば、なおも新農民の比率が高いことがわかる。さらに、表7-1と比較すると、LPG化の進展を反映してLPG農民の比重が高まっていることも読みとれよう<sup>(67)</sup>。しかし、そのことよりもここでは、「MTS従事者」「LPG従事者」「農民経営就業者」などが意外に多いことの方に着目しておきたい。「LPG従事者」とはLPGの雇用労働者ないし組合員家族であり、農民経営従事者とは新旧農民経営の若い農業労働者たち、ないしは家族労働力に属する人々であろう。彼らは、この表では必ずしも数え上げられていないだろう無職の青年とともに、当時の農村逃亡の中心である農村青年層の具体的な内容を構成した<sup>(68)</sup>。表7-3は1955年のヴィスマール郡の農民逃亡の内訳である。数値のスケールが小さいので明瞭とはいえないが、ほぼ同様の傾向をこの表からも読みとることができよう。

このように1952年から1953年の農民逃亡の焦点が旧農民集落の大農層であるとすれば、「6月事件」後の「共和国逃亡」の主役は新農民と農村青年たちであった<sup>(69)</sup>。もちろん、新農民の逃亡は1952-1953年においても決して少なくなかった<sup>(69)</sup>。しかし旧農民層との比較を意識する観点からは、新農民の場合、問題の焦点は「6月事件」後の動向におくべきであろう。というのも、新農民村落においては、「6月事件」を契機として、かなりの集落においてLPGの解散や大量脱会が生じ、このため新農民問題の解決手段としてのLPGの意義が大幅に低下するという事情があるからである。LPGの影響力低下の後に新農民たちはどのように行動したのだろうか。以下では、これらの点を考慮しつつ、また旧農民の場合と比較しながら、1955年前後を中心とした新農民層の「逃亡」と「経営返上」の実態についてより詳しく

表8 「逃亡」新農民の逃亡理由と逃亡後の管理形態 (デンミン郡とアングラム郡、1952-1956年)

|                     | デンミン郡        |              |                 |               |              |                | アングラム郡        |                  |                 |                 |
|---------------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|--------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|-----------------|
|                     | 1952<br>1-2月 | 1953<br>6-1月 | 1953/54<br>2-3月 | 1954<br>4-12月 | 1955<br>1-9月 | 1955<br>10-12月 | 1956<br>1-11月 | 1952<br>(11/20付) | 1954<br>(4/13付) | 1955<br>(10/3付) |
| 新農民計                | 20           | 22           | 6               | 23            | 18           | 7              | 24            | 38               |                 |                 |
| 逃亡理由<br>(複数回答あり)    |              |              |                 |               |              |                |               |                  |                 |                 |
| 不明                  |              |              |                 | 10            | 1            | 1              | 10            |                  | 14              | 7               |
| 労働力不足               |              |              |                 | 4             |              |                | 1             |                  |                 |                 |
| 単身・病氣               |              |              |                 | 3             | 1            | 1              | 1             |                  |                 |                 |
| ノルマ・劣悪経営・負債         |              |              |                 | 4             | 9            | 2              | 7             |                  |                 |                 |
| 返上申請却下              |              |              |                 | 2             | 3            |                |               |                  |                 |                 |
| 家族不和/妻の問題 (他の個人的事情) |              |              |                 | 2             | 2            |                | 5             |                  |                 |                 |
| 西の親戚 (逃亡家族含む)       |              |              |                 | 2             | 1            | 1              | 8             |                  |                 |                 |
| 犯罪(非政治的)            |              |              |                 | 2             | 3            | 1              |               |                  |                 |                 |
| その他                 |              |              |                 | 1             |              | 2              |               |                  | 4               | 2               |
| 計                   |              |              |                 |               |              |                |               |                  |                 |                 |
|                     |              |              |                 |               |              |                |               |                  |                 |                 |
| 新規新農民<br>村 (OLB)    |              |              |                 |               | 2            |                |               | 4                |                 |                 |
| 分割 <sup>(a)</sup>   |              |              |                 |               | 11           |                |               | 17               |                 |                 |
| LPG                 |              |              |                 |               | 3            |                |               | 18               |                 |                 |
| 計                   |              |              |                 |               | 2            |                |               | 1                |                 |                 |
|                     |              |              |                 |               | 18           |                |               | 40               | (1)             |                 |

注：(1)アングラム郡の管理形態の合計が40となるのは、分割されるものがあるため。(2)「分割」は「分割地追加」や「小作」をさすと推測される。

出典：LHAS, 7.21-1, Nr.2249 (Kreis DemminおよびKreis Anklam) より作成。

みていくことにしたい。なお、青年問題については、難民問題、MTSや人民警察との関連など大変興味深いテーマであるが、残念ながら本稿では論じる用意がないことをあらかじめ付言しておきたい。

## (2) 「逃亡理由」の分析

大農層の「逃亡」や「荒廃経営」関連の当局側の文書を読んでいると、詳細な資産リストを綿密に作成するなど、当局は大農の経営資産に対しては強い関心を示す一方で、逆に大農の「共和国逃亡」の主体的な動機付けについては、「反政府分子の工作」などの政治的な言説を繰り返すばかりで、それ以上の深い分析をすることがほとんどないことに気づく。新農民の「逃亡」についての当局の態度は、その点ではずいぶんと異なっている。同じ「荒廃経営文書ファイル」でありながら、新農民については「共和国逃亡」の動機に関する記述が見られるのである。ときには逃亡理由として「負債の累積、西の親戚、経済困難などが普通はあげられているが、しかし原因不明が最も多く、このことは「村評議会ないし郡評議会が、人々と十分には関わっていないこと、逃亡理由の調査を十分には行っていない」ためだと、郡の態度を嘆く県当局の行政文書がみられるほどである<sup>(61)</sup>。大農とは異なり、新生「社会主義」農村の支持基盤として重視される新農民であればこそ、その「逃亡理由」の正確な把握は当局にとって重要な課題であったろう。

そこで表8をみられたい。これはノイブランデンブルク県に属するデンミン郡とアンクラム郡の新農民逃亡の報告文書をもとに、「共和国逃亡」理由の内訳を一覧にしたものである。以下、この表を素材に、新農民の逃亡の特徴についてみていこう。

まず第一にあげられるのは、「ノルマ負担」、「劣悪な経営」、「負債」など新農民の経営困難に直結する理由である。全体としてデンミン郡で89件中33件、アンクラム郡で66件中24件をしめており、逃亡者の約4割弱がこの項目に該当している。たとえば、1956年10月に逃亡したデンミン郡の新農民KHG(8.33ha)は、義理母に宛てた手紙で、「新農民経営では働いてもお金がたまらない」ことを逃亡理由としてあげていたという<sup>(62)</sup>。もっとリアルなものでは、1956年4月に「共和国逃亡」をした同郡のHJ(1927年生)の例がある。彼は、元造船所労働者の新農民であったが、逃亡したのは、6人の子供をかかえているために妻が農作業できなくなったこと、そして彼女がいつも夫に対して新農民経営を引き受けたことを詰ったからだという<sup>(63)</sup>。妻の夫に対する非難は、造船労働者との生活の落差を反映しているといえる。いずれにしても、彼らは新農民としての豊かな将来展望をまったく描けなかった人々である。

第二に、上の例にもいえることだが、なるほど経済的な困窮が背後にあるとはいえ、新農民の場合、逃亡理由として夫婦不和などの私的な人間関係悪化が多く登場していることである。この点は政治難民としての色彩を帯びる大農逃亡の場合とはきわだった対照性をしめしている。表8ではデンミン郡、アンクラム郡とも逃亡者の約1割がこれに該当する。なにより目立つのは夫婦間の問題である。例えば1920年生まれのデンミン郡の新農民は、「妻と口

論がたえず、結局妻が子供を連れて実家に戻ったため」逃亡し<sup>(64)</sup>、また同郡の1930年生まれの新農民は、「妻と離婚し、単身生活となったために経営返上を申請したが、若いからと許可されなかったため」逃亡したという<sup>(65)</sup>。さらにユッカーミュンデ郡の新農民は妻が子供を残して失踪し経営困難に陥ったために逃亡、その後はLPGがこの経営を引き受けたという<sup>(66)</sup>。夫婦の別れ方はいろいろだが、いずれのパターンも夫婦不和により妻が家族労働力から脱落することで経営困難に陥り、単身で西へ逃亡するという点では共通している。

私的な理由による逃亡は、夫婦不和だけにとどまらない。アンクラム郡のK親子は形式的には別経営だが実態的には親子で一体的な経営を営んでいたものの、父子関係が悪化して息子が「共和国逃亡」したという。息子の経営には住宅も厩舎もなく、また経営はÖLBが管理することとなった、と報告されている<sup>(67)</sup>。これは親子関係の悪化によるものだが、村人との関係悪化の事例もまま散見される。例えばアルテントレプトー郡T村では「他の農民と諍い」を理由とする逃亡が<sup>(68)</sup>、またアンクラム郡L村では「村で暴れん坊Raufbold」として知られ、ノルマを果たさない村の劣悪農民の逃亡が報告されている<sup>(69)</sup>。

第三に着目したいのは、刑事罰回避の手段として逃亡が選択される場合である。興味深いのはその内容である。旧農民の場合は「供出サボタージュ」や「ヤミ経済関与」など政治的色彩を帯びた刑事罰に対する回避策として逃亡が選択されるが、新農民の場合に問題となるのは、より通常の意味で刑事犯罪といえるものである。表8ではデンミン郡において6件が数え上げられているが、その内訳は木材窃盗2件、喧嘩による傷害事件が2件などとなっている<sup>(70)</sup>。木材窃盗や喧嘩の内容については詳細な内容は書かれていないが、木材の不法伐採は、土地改革以来の新農民に固有な犯罪行為であることは指摘しておこう<sup>(71)</sup>。アルテントレプトー郡では「酩酊のあまりに政府を批判したために逃亡」が1件報告されているが<sup>(72)</sup>、政府批判もアル中がらみである点に、農民的というよりは労働者的な彼らの心性が現れているといえようか。

以上のように、新農民の逃亡理由分析から浮かび上がるのは、農民的というよりはプロレタリア的ともいうべき彼らの行動様式である。先のベルリン農林省官僚によるロストク調査報告書でも、逃亡の主要な部分には新農民層と青年たちであるが、その理由としては「大農は最後まで自らの所有を守ろうとするが、新農民は土地にそれほど結びついていない」ことがいわれ、さらに、新農民が自分の子弟を農業ではなく他の職業に就業させようとするのが農村青年の流出の一要因であると指摘されているのである<sup>(73)</sup>。ただし、こうした新農民の非農民的な心性の背後には、旧農民の所有地と比較した場合の土地改革用地の所有権の脆弱さ——売買や世襲が簡単には認められず、農民といえども「不良経営」であれば接収される——があったことを忘れてはならない。新農民の土地登記がろくに行われていなかったとの嘆きが、その点をよく示している<sup>(74)</sup>。

なお土着か難民かの新農民の出自の違いにより「共和国逃亡」に差がみられるかどうかという点については、現在のところ不詳である。ただし、第一に、「共和国逃亡」の主要な

表9 シュベリン県ギュストロー郡における新農民「経営返上Abgabe」理由の内訳

(1955年1-3月)

| 「返上」申請経営数                        | 約110件 | 備考                                       |
|----------------------------------|-------|--|
| 文書記載件数(申請のうち正当な理由があるもの)          | 63    |  |
| 返上理由                             |       |  |
| 夫の逃亡                             | 1     | 申請分につき「離村」理由はない                          |
| 家族労働力の身体的「解体」<br>(高齢、病気、死亡、事故など) | 39    | 落雷1件                                     |
| 内：{ 高齢でない身体障害                    | 5     | 戦傷者の可能性が大きいもの。                           |
| { 「身寄りなし」                        | 11    | 未亡人はもとより、戦後難民の可能性のあるもの。                  |
| 複数経営は無理                          | 8     | 複数の新農民経営を引き受けるが無理となったもの。旧農民経営の引き受け1件を含む。 |
| 他経営の婿入りなど婚姻                      | 4     | 経営者同士の結婚。婿養子パターンが多い。                     |
| 転職・後継者難                          | 5     | 兼業化を含む。                                  |
| 共同経営者の「撤退」                       | 3     |  |
| 労働力不足                            | 1     |  |
| 農業嫌い、アル中など                       | 3     | 正当な理由とはとてもみなしえないもの。                      |
| その他                              | 2     |  |

注：文書記載件数63と、各返上理由件数の合計が一致しないのは、一部につき理由を複数数えあげたため。

出典：LHAS,7.11-1,Nr.3049-1, Güstrow,d.07.04.1955, Betr. Analyse für Anträge auf Abgabe von Neubauernstellen sowie Alt- und Großbauernstelle und Republikfluchtiger. Persönliche Rücksprache mit dem Kollegen Steffan am 1.4.55 in Güstrow より作成。

部分は新住民である、ライプチヒ県では18%が新住民である」と述べられ、その要因として難民同盟や教会の存在、西の親戚の存在があげられていること<sup>(75)</sup>、そして第二に「住宅問題」を理由とする「共和国逃亡」がしばしばみうけられることだけをここでは指摘しておく。後者の点に関わっては、1954年9月付けのアンクラム郡の県農林課宛文書におけるS村の逃亡者HJ (10.12ha) の例をあげておこう。この新農民は、経営返上を申請したさいに、その理由として特に住宅と厩舎が劣悪なことをあげ、「彼は土地改革の過程で「半住居ein halbes Wohnhaus」を取得したが、この建物には、なお勤労農民一人が住んでいた」、と述べられているのである。<sup>(76)</sup> こうした住宅事情は明らかに難民のものである。

### (3) 「返上申請理由」分析

新農民の「共和国逃亡」と密接な関係にあったのが、新農民の「経営返上Abgabe」の問題である。数の上では少数派の「共和国逃亡者」と多数派の「経営返上」者となる。合法か非合法かという違いはあるが、どちらも新農民の経営放棄であることにはかわりはない。表9はシュベリン県ギュストロー郡の「経営返上」申請許可のリストを素材にして、返上理由を大まかに分類し、その数を数え上げてみたものである。ただし、原リストは主として申請数の約6割を占める返上許可分の返上理由を記しており、不許可によって逃亡を決意するような「経営返上」理由はここから知ることはできない。けれども、そのことは、逆に言えば、逃亡しなかった新農民の状況をより明瞭に映し出すことをも意味するだろう。以下、ギュストロー郡を中心に、逃亡理由とは異なる「経営返上」理由の固有性に注目することで、こ



の時期の新農民問題の別の局面を浮かび上がらせてみたいと思う。

まず第一に着目したいのは、「複数経営」に関わる問題群である。ギュストロー郡では「複数経営は無理」が8件、「共同経営者の撤退」が2件、これに「婚姻」の4件を加えると、63件中14件を占め、その比率は約2割に達する。このうち、最初の「複数経営が無理」については、「妻が100%労働できなくなったため、二つの新農民経営をきちんと経営することはもはや無理」、「夫婦はこれまで二つの新農民経営を経営してきたが、労働力不足のために二つの経営を継続することはこれ以上は無理」というものである。返上経営の規模はどれも10ha規模である。これらは、放棄された新農民経営を追加的にひきうけた新農民が、労働力不足のために一つを返上したいという点で一致している。一般にも、「勤労個人農民の多くが1945年に「二つの経営」を引き受け、現在このうちの一つを返上しようとするか、あるいはÖLBから土地を引き受けた」人々と報告されている<sup>(7)</sup>。新農民の耕作放棄問題を、ÖLB管理ではなく、新農民経営による引き受けの形で処理するやり方が、もはや限界に達してしまったことをこれらの事例は物語っている。

「共同経営者の撤退」も内容的にはほぼ同じである。一つは夫の死亡後に他の新農民と共同で経営を行ってきたが、この新農民が契約継続を拒否したためにとうとう立ちゆかなくなったというものである。引き受け新農民の継続拒否の背景に、上述の複数経営の負担感の増大と類似の状況があることは間違いない。さらに、ある女性新農民が、結婚後は兄（弟）とともに経営することとなったが、その後本人が経営意欲を喪失して撤退し、兄（弟）が二つの経営を継続することはできないというものと、同じく父の新農民経営と別の旧農民経営を引き受けていた息子が、父が高齢により撤退するため、父の経営を返上したいというものである<sup>(8)</sup>。この二つの例は、新農民において、父子や兄弟がそれぞれ経営を保有する場合、名義は別々でもじっさいには一体のものとして経営されていたこと、それが家族労働力の解体とともに限界に達したことを意味している。

「婚姻」による経営返上とは、経営者同士の婚姻により一方の経営を返上する場合である。空間的に離れた複数農場の経営はもともと無理であるから、その意味では上述の「複数経営問題」とはいくらか性質を異にするといえる。しかし、そのことよりも注目すべきは、理由が判明する3件が、実はすべて「婿入り婚」であることである。たとえば「Gr.T村のHS（10.59ha）は、まもなく結婚しS村の妻の新農民経営引き受ける予定」なので自分の経営を返上する、とある。R村のWP（14.59ha）も、新農民女性との婚姻により二つの新農民経営を運営することになるが、それは無理なので「自分の経営の方を解約申請した」という。さらに マルヒン郡K村の旧農民経営に婿入りしたL市のAK（11.21ha）は、婚姻により自分の新農民経営の継続ができなくなったとして経営の返上をしている<sup>(9)</sup>。ドイツ農村社会が基本的には父系制であることを考えれば、同じ新農民同志の結婚において「婿入り婚」が選択されるのは、夫の側の経済的状況の改善が期待されるからである。戦後東独社会は著しい女性過剰社会であるが、そのもとで経営継続を求める妻の新旧農民家族と、社会的上昇を期待す

る単身夫のカップリングはある程度の広がりをもったのではなかろうか。さらに想像力をふくらませば、この型のカップリングは土着女性と難民男子という組み合わせである可能性が高いと思われる。いずれにしても「共和国逃亡」ではなく、「経営者同志の婚姻→劣悪な経営の返上」により家族労働力を確保することで、農業経営の改善を図る戦略が新農民にはあったことをここでは強調しておきたい。

他方、表9において最大のグループをなしているのは、高齢、病気、死亡、事故などにより家族労働力が解体してしまったグループである。彼らは「共和国逃亡」や「経営選択」はもとより、LPG化にも参加しなかった最弱の新農民たちといえようか。とくに注目すべきは「高齢でない身障者」と「身寄りなき人々」である。前者は新農民層においても戦傷が大きな影響を与えていることを示している。後者は、未亡人はもとより、夫婦の場合も *alleinstehend* と記載されているところから、こうした弱い新農民層が実は難民新農民層と重なっている可能性が大きいと考えられる。

ただし病気についてはしばしば仮病が使われた可能性があることは興味深い。例えばガーデブッシュ郡からは「患者がこれ以上農作業できない、あるいは経営を維持できないという文言の公務医療者診断書が広範囲に見受けられる。奇妙なことに、これらの無能力者の一部は経営返上後14日以内にはÖLBで働いている、つまりは再び農業に従事しているのである」と報告されている<sup>(60)</sup>。この仮病報告からは、経営返上により累積ノルマなどの経営的負担を回避しながら、労賃収入等の雑収入で生きようとする弱者に固有ともいえるべき対処の仕方を讀みとることができる。

#### (4) 新農民経営放棄の処理の仕方—集落間のばらつきと「解決」の多様性—

以上の新農民経営の「経営返上」や「共和国逃亡」の発生度合いは、各集落間でどの程度のもので、どの程度のばらつきがあったのだろうか。表10は、表9と同じく1955年1-3月のギュストロー郡について、集落間のばらつきをみようとして作成したものである。この表における「0戸の集落数」の行は、旧農民集落をはじめとして新農民経営がもともと少ない集落が相当数含まれると推定されるので、ここでは省いて考えることとする。

第一に、「経営返上」数については、各集落につきおおむね1-2戸であること、ただし多い集落では6戸から7戸にまでのぼっていることがわかる。集落規模の問題があるので絶対数がそのまま深刻度合いを意味するわけではないが、同じ新農民集落のあいだでも問題の深刻さにかなりの幅があったと思われる。

集落間のばらつきは、「ÖLB管理下の新農民経営数」をみるとより一層明瞭になる。「経営返上」や「逃亡数」はフローの数値だが、ÖLB管理数は、いわば処理しきれない経営のストック数を表している点で、集落ごとの深刻度合いをより明瞭にあらわすと考えられるからである。そして本表をみるかぎり、ここでも3戸の集落から10戸の集落まで集落間には幅があること、ただしむしろ「10戸以上」という深刻な村落の方に全体としての比重があることが判

明する。フローの「経営返上」数が2戸以下であることと考え合わせれば、全体としては、各種の「経営放棄」が長期にわたって日常化していたことがうかがわれる<sup>(61)</sup>。

では、こうした集落間のばらつきをどう考えたらよいのか。上述「複数経営を理由とする経営返上」でみたように、個別経営による引き受けが限界に達しているもとでは、経営困難となった新農民経営は、LPGに吸収されるか、さもなくばÖLBの管理下におかざるえなかった。したがってÖLBが管理する新農民経営が少なくすむ集落として考えられるのは、第一には、もともと比較的良好な条件におかれているなどの理由により、経営放棄が相対的に少なくすんでいる集落である。じつは初期集団化運動では、LPG化が進まない新農民集落、あるいはLPG化が行われたにしても村の少数派による集団化にすぎず「6月事件」を契機に解散してしまう新農民集落がかなりの数だけ存在している。こうした集落がこの第一の場合に対応すると考えられる。

第二に考えられるのは、脆弱な新農民経営を主体として、村の多数派によってLPGが立ち上げられている場合である。「6月事件」後も、なおLPGがそれなりの意義をもって存続し、むしろ拡大している場合は、おおむねこうしたパターンである。この場合ÖLBの管理する放棄経営数は少ない傾向を示すが、それはLPGがÖLBの代替機能を果たしているからにすぎない。

表10 新農民経営放棄戸数別の集落数の分布状況  
(1955年1-3月, ギュスロー郡。単位; 集落数)

| 右欄該当経営数が             | 「返上許可」<br>1955年4月1日現在 |      | ÖLB管理下の<br>新農民経営<br>1955年3月23日 |                |
|----------------------|-----------------------|------|--------------------------------|----------------|
|                      | 0戸の集落数                | 22   | 22                             | 23             |
| 1戸                   | 14                    | } 20 |                                |                |
| 2戸                   | 6                     |      |                                |                |
| 3戸                   | 2                     | } 6  | 1                              | } 3            |
| 4戸                   | 2                     |      | 1                              |                |
| 5戸                   | 2                     |      | 1                              |                |
| 6戸                   | 1                     | } 2  | 3                              | } 8            |
| 7戸                   | 1                     |      | 1                              |                |
| 8戸                   |                       |      | 2                              |                |
| 9戸                   |                       |      | 3                              |                |
| 10戸以上 <sup>(3)</sup> |                       |      | 16                             | 16             |
| 計 (単位 集落数)           | 50                    | 50   | 51                             | 50             |
| 当該経営総数 (単位: 件数)      |                       | 63   |                                | 357 (3, 344ha) |

注：サンプルは50集落。全集落数ではない。(1949年におけるギュストロー郡には204集落が存在するとされている (B-Arch, DK1-8573,S.175)。

出典：「返上許可」の数値は表9と同じ。「ÖLB管理下の新農民経営数」の数値は、LHAS,7.11-1, Nr.3049/1, Güstrow, d.23.03.1955,Betr.Flächenzusammenstellung mit Stellen, die in ÖLB sind から。

したがって、これら二つの場合とは異なり、1950年代中葉の時点でÖLBがなお多くの経営を管理している新農民集落というのは、多数の放棄経営を抱えながらもLPG化による解決が果たされていない集落（あるいはLPGが経営的観点からこれを拒否している集落）となろう。以下の1955年4月のガーデブッシュ郡からの報告にみる新農民集落の二つの事例は、こうした集落の実態を伝えるものである<sup>(82)</sup>。

一つはもともと周辺の位置におかれたME村のW集落である。この村は交通条件が悪く、すでに戦時中より農地の荒廃が進んでおり、かつ戦後は農地の半分を赤軍に占領されたという。このため入植した新農民も「多様な職業の人々」であったというから、難民層の集団入植であった可能性が高い集落といえる。1955年時点では「解約」（「経営返上」と同義である）6件、「逃亡」6件、「空き」5件、計17件という多数の新農民の経営放棄が生じている。家畜不足は深刻であり、まともな畜舎も存在せず必要に応じて「仮設厩舎Notställen」に収容されるだけであり、さらに数百メートルも水汲みにいかなければならないほどであった。おまけに負債がかさんでいるために追加融資どころか、社会保険料未払いで医者にかかることすらできない。そもそも交通事情がわるいので、医者が往診を拒否するほどであったとまで書かれている。

注目すべきはこの村の逃亡者のSの逃亡理由である。彼は、自らの逃亡について「ここにはLPGが建設されない、だからこの村を出るんだ」と言っていたという。そのうえでこの報告者は「LPG化の前提条件はどこにもないにもかかわらず、この地区ではLPGを結成することだけが唯一の解決方法である」、とのべている。ここでいうLPG化の前提条件とは、経営的な条件である。

同じく「困難な村」とされながら、これとは事情が異なるのが、次の同郡M村の事例である。この村は、「解約」7件、「逃亡」3件、「空き」3件、計13件の放棄経営を抱えている。このうち「解約」経営については、夫婦が高齢・病気・傷害で、かつ後継者がいない経営として三例があげられ（おおむね息子は職人希望であり、娘は結婚や逃亡等ですでに他出している）、共同経営者の義父の引退によるものが一例、家畜の大量死によって経営気力を喪失したものが一例となっており、上述のギュストロー郡の分析とおおむね一致している。また、一人は「M村を出て、P村のLPGに加盟した」ともいう。

報告者は、当局の意向を反映しているのだろうが、ここでも問題の解決はLPG化しかないとしたうえで、それを阻害している要因として、村長の統治能力のなさとともに、他方で「職業仲間たちの間であらゆる点で模範的であり、顕著に優良な経営を行っている」新農民MがLPG化に反対していることをあげている。この模範農民は「LPG加盟に敵対するつもりはないが、しかしLPGからは何も生まれないという見解である。彼は個人農として毎年、8,000-10,000DMの「自由剰余分freie Spitze」を稼いでいるが、LPG加盟すればこれを失うことになる」と主張しているといわれている。

ME村W集落の事例がもっとも劣悪で悲惨な新農民集落の事例であるのに対して、M村の

事例は、LPG なき新農民集落のなかではおそらくかなり一般的な事例であったと思われる。つまりは、個人経営の存立が優先され、集落としては非耕作地の増大に関心を持たず、また、あえてLPG 化も行わないという態度である。すでに述べたような、逃亡を決行しなくても、「複合経営」解消や「婚姻」による経営の選択と集中に見られるような処し方が新農民には存在していた。M村の事例は、そんな新農民の行動をベースにした、村の対応といえるかもしれない。その意味では、それは一方で当局のLPG化政策に対して明らかに距離をおいた態度であるが、同時に他方では村の新たな「社会的弱者」の扶養責任を拒否し、当局に預けてしまう処し方だともいえる。ガーデブッシュ郡の報告が「土地改革の時は新農民経営に多くの関心が向けられたのに、現在ではおおくの村では無関心が支配的である」とのべているのは<sup>(83)</sup>、こうした村の行動を反映していよう。こうしたあり方が生じたのは、第一に旧農民村落と比較した場合の新農民村落の村落統治能力の弱さであり<sup>(84)</sup>、第二に当局にとっても、生産力的な観点からみたときに、新農民の耕作放棄問題よりも、旧農民の大農の荒廃経営問題のほうがはるかに深刻なものとして意識されていたからではないかと推測される。しかし、この点はなお仮説の域をでるものではない。1950年代の新農民集落の状況をLPG化との関わりで論じるには、より深い実証分析がやはりどうしても必要であろう。

## 5. おわりに

本稿は新旧農民の「共和国逃亡」を手がかりにしながら、その周辺に拡がる問題群を探りあてていくことで、1950年代前半の東独の農村問題のありようを照射することを狙いとした。これまでの叙述からわかるように、それは、東独「社会主義」政権の反大農政策の展開を烽火点としつつも、「強制的集団化の裏返しとしての農民の大量逃亡」論だけでは語りきれない複合的な要素を内包する現象であった。以下、新旧農民別に、本稿のポイントを整理しておきたい。

旧農民村落に関しては、まず第一に1952-1953年における出来事の画期性が指摘されなければならない。村ごとの差異がおおきいものの、とくに「壊滅型」村落に象徴されるように、かなりの村ではそれは大農層の歴史的な消滅を意味した。

第二に、大農逃亡は「荒廃農業経営」問題と密接な関わりがあった。本稿の狙いの一つは「荒廃法」による接收政策の歴史的意義を農民逃亡との関わりで再発見することであったが、同時に「荒廃経営」の接收理由の分析からは、「反大農政策」のもった影響のみならず、第二次大戦が旧農民の経営者と家族労働力に与えた深い傷跡が浮き彫りとなった。

第三に、大農経営接收後の問題については、LPGへ移管された接收経営は2割ほどにすぎないこと、接收経営は「信託機関」への移管ののちにÖLBの管理下にはいるが、逃亡を選択せず村に残存することとなった人々は、このÖLBの経営者として、あるいは農業労働者とし

て従来の経営に従事したこと、そしてなにより住宅利用において農民家族は不遇な状況を強いられたことが明らかとなった。こうした背景には住宅不足に苦しむ村内下層民からの強い要請と、「良質な労働力確保のために」大農住宅を必要と考える郡当局による方向付けという二つの圧力が作用したと考えられる。なお、従来のような西へ逃げた人々の視点から語られる農民逃亡論では、こうした「村に残った人々」の問題が抜け落ちてしまっていたことをここでは強調しておきたい。

次に新農民に関しては、第一にそもそも農民逃亡問題を1950年代の新農民問題の新たな局面展開との関わりで論じようとする問題意識自体が従来ほとんどなかったこと、さらにまた、新農民逃亡は農村流出が顕著となる1950年代からほぼ恒常的に発生しているが、旧農民との比較ではとりわけ「6月事件」後において農民の「共和国逃亡」の主役となったことを指摘しておきたい。

第二に、新農民の行動には、農民的というよりもプロレタリア的ともいうべき性格が顕著にみとめられた。旧農民の逃亡が政治的規定性を帯びた経営問題と強く連動していたのに対し、新農民の逃亡理由で顕著なのは、夫婦の不和にみられるような私的な理由付けであり、かつ高い流動性であった。さらに、経営世襲に関する自覚が乏しい彼らの態度が、当該期の農村逃亡者の主役である「農村青年層」の流出を促すこととなった。

第三に、新農民については「逃亡」や「LPG化」とは異なる戦略があったことが「経営返上」の分析から浮かび上がった。「複数経営の限界」を理由とした「返上」、とくに新農民同志の婚姻による一方の経営の「返上」にもっとも典型的にみられるように、経営の選択と集中、そして家族労働力確保により全体としての経営改善がはかられようとしたのである。

第四に、以上の点は、農村逃亡だけでは語りきれない当該期の新農民「戦略」の多様性を切り開く。経営的に脆弱な集落では、「6月事件」後においても集落包括的なLPG化による「解決」がはかられざるをえないが、他方で、「6月事件」後にLPGを解散してしまう集落は、耕作放棄地の問題を放置したまま、個人農としての生き残りが志向される。土地改革以来、一貫して観察される制御不能な新農民の行動様式と、これをベースとした弱い村落の統治能力が、逆にこうした当局との距離をもった新農民の戦略を可能にしたといえるのではないか。

本稿は、一般には集団化の時期とされる1950年代を、「逃亡」とその周辺的な問題領域から見なおしてみる試みであった。これまでの叙述から、新旧農民別のあり方の差異はもとより、さらには新旧農民内部においても多様な戦略の可能性が開かれていたことがわかっていく。こうした多様性は、では「表」の農業集団化過程にどのように連動していくのだろうか。この課題は、集団化過程を村を主体とするマイクロストーリー的な手法によって分析することで明らかにされるのではないかと私は考えている。本稿では論じえなかった1960 - 1961年の全面的集団化の時期における最後の農民の「共和国逃亡」問題の分析とならんで、それを今後の課題としたいと思う。

注

- (1) Christel Nehring, Der Umgang mit den unbewirtschafteten Flächen in DDR. Die Entwicklung der Örtlichen Landwirtschaftsbetriebe, in; Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie, Jg.51(2003), Heft 2. なお、日本における戦後東独農村の「荒廃経営」問題や農民の「共和国逃亡」をテーマとする研究論文は管見の限り皆無である。
- (2) 本稿が主に依拠したLandeshauptarchiv Schwerin（以下、LHASと略記）所蔵の「荒廃経営関連史料」は下記のとおりである。

LHAS, 7.21-1, Bezirkstag/Rat des Bezirkes Neubrandenburg, Nr.2247, 2248, 2249.  
LHAS, 7.11-1, Bezirkstag/Rat des Bezirkes Schwerin, Nr.3049, 3049/1, 3050/3051, 3052, 3053, 3054, 3055, 3056/3057, 3058, 3059, 3060.
- (3) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik（以下、GBIと略記）, 1951, d.12, Febr. 1952, Nr.16, S.75; GBI, 1952, d.27. März 1952, Nr.38, S.227.
- (4) 1952年5月30日時点（実際には3月15日時点）での当該州の非耕作地の内訳は土地改革用地88,570ha、その他25,426haであるから、土地改革用地が占める割合は77%である。「その他」の内訳は小作地、村有地、林地、国有農場地などとなっている。Bundesarchiv Berlin-Lichterfeld（以下、B-Archと略記）DK-1, Nr.3127, S.49-53.
- (5) この点は拙稿(1)「戦後東ドイツ農業における土地改革と新農民問題」『生物資源経済研究』（京都大学）第6号（2000年）を参照のこと。
- (6) GBI, 1952, d.27. März 1952, Nr.38, S.225. 以下本稿では、本立法第1条適用経営を「逃亡経営」、第2条適用経営を「不良経営」、第3条適用経営を「脆弱経営」と呼ぶこととする。
- (7) GBI, 1952, d.26. Juli 1952, Nr.100, S.615.
- (8) GBI, 1953, d.27. Feb.1953, Nr.25, S.329.
- (9) GBI, 1953, d.15. Sept. 1953, Nr.99, S.983.
- (10) 1953年12月31日時点のロストク県における「経営返還」状況に関する一覧表によれば、1953年2月19日法と1952年7月17日法によって経営を接収された大農1182経営のうち、実際に経営を自らの手に取り戻したものは240経営であり、その比率は20%である。容易に予測されるように、2月19日法適用者の返却率は37%と高いが、これに対して7月17日法適用者はわずか6%にすぎない。Landesarchiv Greifswald（以下、LAGと略記）, Rep 200, 4.6.1.2. Nr.134, Bildung der örtlichen Landwirtschaftsbetriebe, 1953. oh. Bl.
- (11) 「荒廃法」の場合、正確には「接収」ではなく「移譲Übernahme」という言葉が使われているが、その実態は「査定に基づく接収」以外のなものでもない。したがって本稿では「接収」という訳語をあて、文字通りの「接収」の場合は「強制接収」とすることとした。
- (12) LHAS, 7.11-1, Nr.3050/3051, Aufstellungen über verlassene Betriebe und beabsichtigte Bewirtschaftungsweise, Übergabe an LPG bzw. Rückgabe an die Eigentümer, nach Kreisen und Gemeinde, Mitte 1953. この場合の「離村経営verlassene Betriebe」とは、西への逃亡のみならず、「荒廃法」による経営接収や、2月19日法の適用による逮捕などを契機とする「離村」も含んでいると考えられる。なお、1952年は同時に行政制度の改革の年でもある。これによりメクレンブルク・フォアポンメルン州はロストク県、シュペリン県、ノイブランデンブルク県の3県に編成替えされ、また郡制度も編成替えされている。過渡期にあるために州と県の文書が混在化する時期でもある。
- (13) 厳密に言えば集計単位が「行政村Gemeinde」か「集落Ort」かは不詳である。すべてについて確認してはいないが集落単位である可能性が高いと思われるので、本稿では「集落」というタームを使うこととする。
- (14) Niekammer's Güter-Adreßbücher, Band 4, Güteradreßbuch von Mecklenburg-Schwerin und Mecklenburg-Strelitz, Leipzig 1921.
- (15) Statistisches Jahrbuch der Deutschen Demokratischen Republik 1956, hg.v.d. Staatlichen Zentralverwaltung

- für Statistik, 2. Jahrgang, Berlin(o) 1957, S.350-351.
- (16) もちろん 1 経営程度の減少は、戦前期か戦後土地改革期に生じている可能性の方が大きいと考えられる。
- (17) B-Arch, DK-1, Nr.885, S.5.
- (18) Nieske, Christian, Vom Land und seinen Leuten. Leben in einem Mecklenburger Bauerndorf 1750 bis 1953, Schwerin 1997, S.24-34.
- (19) Ebenda, S.24.
- (20) Ebenda, S.344. なお、ニースケは聞き取りによってフーフエ 9 経営が消滅したと述べているが、これは上記「離村経営者」リストのZ村の「離村者数」の20ha以上層9名に一致している。ちなみに本村の「離村経営者」数は12名であり、うち2月19日適用対象者は5名、経営返還されたものが2名となっている。ニースケの研究では経営返還についての言及はみられない。LHAS, 7.11-1, Nr.3050, oh.Bl., Kreis Butzow, Zernin.
- (21) Nieske, a.a.O.,S.344.
- (22) ニースケのオーラルヒストリー研究では、Z村大農Bは1951年に州農務省職員から「村の反動分子」と明言されており、さらに「1953年1月からZ村農民に対する大規模な行動がはじまり村共同体は解体された」、この村のオストプロイセン女性難民が、ピュツォーの美容院で、郡女性職員と並んで座ったさいに、この女性職員が「いまにZ村は一掃されるさ。それでもそこに居残るやつとは短期で小さな戦争をすることになるさ、と満足げにしゃべっていた」と話したという。Ebenda, S.335, 338, u. 341.
- (23) Ebenda, S.330-344. なお、この経営はその後、本村LPGの本部となっている。
- (24) これにより1949年以降、50ha以上層の単位面積あたりの穀物ノルマは、5ha以下層のそれに対して2倍に、1950年以降は3倍に設定されたという。Bauerkämper, Arnd, Ländlichen Gesellschaft in der kommunistischen Diktatur. Zwangsmodernisierung und Tradition in Brandenburg 1945-1963, Köln 2002, S.143.
- (25) Ebenda, S.142-143; Schier, Barbara, Alltagsleben im "Sozialistischen Dorf" Merxleben und seine LPG im Spannungsfeld der SED-Agrarpolitik 1945-1990, Münster 2001, S.25.
- (26) なお、当該州は他州に比べても突出して「荒廃法」適用件数が多い州である。1952年12月9日時点において、第1条および第2条適用により接収された経営数は計1214件で全DDR (2208件) の55%を、農地面積でも45,058haで全DDRの57.4%を占めている。B-Arch, DK1, Nr.884, S.14.
- (27)「荒廃法リスト」に基づいて数え上げた。LHAS, 7.11-1, Nr.3057, oh. Bl. (Kreis Schwerin)
- (28) 煩雑になるので掲載を省略した。LHAS, 7.21-1, Nr.2248, oh. Bl. (Vorschläge für die Gewährung von Kredit nach § 3 der Verordnung über devastierte landwirtschaftliche Betriebe vom 20. März 1952, Kreis Pasewalk)
- (29) LHAS,7.11-1, Nr.3055, oh.Bl. (Bericht über die Verordnung vom 20.3.1952 (devastierte Betriebe))
- (30) 「荒廃法」に即してではないが、D.ランゲンハーンはニーダーラウジッツ地方のある村落の分析の中で当該期の農民を三つに分類している。第一が、経済力のある農民で、国家や党指導部の要求に対して自己主張をしようとしたグループ、第二が「供出ノルマを遂行する能力はあるが、SEDの計画に反対しているために、「農民的ずる賢さ Bauernschlaue」の形で、供出義務を果たさないか、あるいは故意に遅れて果たすか、あるいは刑事処罰という桐喝の後にはじめて果たすような農民たち」。そして第三のグループが「経済的に脆弱なグループ」で、その具体的内容を「息子が戦死した旧農民、子供が農外流出した旧農民、農場経営をする余力のない年輩の单身婦人」としている。Langenhan, Dagmar, "Halte Dich fern von den Kommunisten, die wollen nicht arbeiten!" Kollektivierung der Landwirtschaft und bäuerlicher Eigen-Sinn am Beispiel Niederlausitzer Dörfer 1952 bis Mitte der sechziger Jahre, in; Lindenbergt., Herrschaft und Eigen-Sinn in der Diktatur. Studien zur Gesellschaftsgeschichte der DDR, Köln 1999, S.132f. ただし、分析対象とされた村落には大農が不在であったことにもよるのだろうが、この村落は反大農キャンペーンも「6月事件」も無縁のところとされており(Ebenda, Anm.47, S.132)、大農村落解体はこの論文では論点となっていない。
- (31) LHAS, 7.21-1, Nr.2248, oh. Bl., Protokoll aufgenommen am 15.4. im Gemeindebüro in Buchholz. (Kreis Waren)



- (32) Bauern Echo, Ausgabe Mecklenburg, Demokratischen Bauernpartei Deutschlands, 1952. さらに、パゼヴァルク郡Bergholz村からの報告によれば、53才の単身女性について「自分で経営することはできない。住居、厩舎に至るまでの経営用建物が戦争で破壊された。これまでは息子が支えてきたが、他の経営に婿入りすることとなった」とある。(LHAS, 7.21-1, Nr.2248, Pasewalk d.17.6.1952) この事例は、婿の需要が大きかったことともに、とりわけ国境地帯の当該州東部地域において戦場化による戦災が深刻だったことを物語る。
- (33) LHAS, 7.11-1, Nr.3057, oh.Bl., Parchim, d.18.10.1952.
- (34) 例えば、パルヒム郡T村の K (29.89ha) は、「労働者に対する処遇がひどいために、この経営には労働者がおらず、経営放棄の状態に至った」という。Ebenda.
- (35) LHAS, 7.11-1, Nr.3058, oh.Bl., Schwerin d.21.04.1952.
- (36) さきあげたCh.ニュースケの研究で登場するピュツォー郡の大農家族も、1946年から通貨改革の時期にかけては、キャベツ、ブロッコリー、トマトなどの野菜類や、ウサギの飼育、花卉栽培など、供出対象作物を迂回するかたちでの収益追求がなされている。その際、とくにウサギ毛については、オストプロイセン難民である老婦Kが紡ぎ、ヤミでベルリンの知り合いに売却したという。また、花卉については、「早朝、花束を二つの籠に入れて、8時の列車でシュベリンへ行き」、「池Paffenteichの前に店を立てて商品を並べると、花束は飛ぶように売れた」が、その収益は賃金支払いの一部にあてられた。1947年には花の販売にE.S.を雇い入れ、その結果「私の稼ぎだけで女性労働者賃金の総額に匹敵するほど」になったという。Nieske, a.a.O.,S.321-322.
- (37) LHAS, 7.11-1, Nr.3057.
- (38) LHAS, 7.11-1, Nr.3055, oh.Bl., Schwerin, d.21.10.1952.
- (39) デンミン郡Kaslin村のKL(20.48ha)の事例をあげておく。「経営には負債はない。所有者は単身女性であり、農場を一人で経営していく意思も能力もない。農業労働者のWが小作人として投入(einsetzen)されることとなるだろう。家畜保有は完全に不十分である。建物は少しの修理できちんとしたものとなる。」LHAS,7.21-1, Nr.2247, (Kreis Demmin).
- (40) LHAS, 7.11-1, Nr.3055, oh.Bl., Schwerin, d.21.10.1952.
- (41) なお、表5の接収理由からは、この層に労働力不足が決定的に作用したことがよみとれる。
- (42) LHAS, 7.11-1, Nr.3055, oh.Bl., Schwerin, d.21.10.1952.
- (43) LHAS, 7.11-1, Nr.3058, oh.Bl., Groß-Thurow, d.09.07.1952. ちなみにこの報告によれば、この3経営のうちの一つのL経営(71ha)においては、所有者が1952年6月16日に「共和国逃亡」し、妻(51才)、息子(18才)、父(87才)、姉(73才)が村に残された。「残された家族は今も同じ農場で暮らし」、「特に逃亡者の息子は素行が非常に悪く、われわれの政策に対して常に否定的である。例えば彼はこの村の女性農業労働者GAに対して、『今に見ている、すぐに状況は変わる。そしたらおまへたちは鞭打ちで、それ以上生かしておかないからな』と言っている」と書かれている。そして、この経営には農業労働者が3名いるとされ、頭部損傷の30才の男とともに、妻と息子があげられている。同じく所有者が逃亡し、母(60才)だけが残されたS経営では、農場の旧農業労働者4名が、そのまま農業労働者としてカウントされている。
- (44) 1953年1月24日の文書では、「荒廃経営」の農業労働者の食糧事情は、農民経営の農業労働者や国有農場の農業労働者にくらべても著しく悪化し、その結果急速な流出を招いている、そして一層の労働力不足により春耕が懸念される事態になったいる、と述べられている。LHAS, 7.11-1, Nr.3058, oh.Bl., Schwerin,d.24.01.1953.
- (45) この点は以下の拙稿を参照されたい。拙稿(2)「戦後東ドイツの旧農民村落における難民問題ーメクレンブルク・フォアポメルンを中心にー」『生物資源経済研究』(京都大学)、第8号、2002年。
- (46) B-Arch, DK-1, Nr.3127, S.19.
- (47) 難民の家財問題については前掲拙稿(2)170頁、および181頁(注51)を参照。
- (48) LHAS, 7.11-1, Nr.3055,oh.Bl., Bützow, den 28.08.1952 (Hans Beyer氏からNDPD党宛の告発文書)
- (49) Nieske, a.a.O.,S.337.
- (50) LHAS, 7.11-1, Nr.3058, oh.Bl., Groß-Thurow, d.09.07.1952.

- (51) LHAS, 7.11-1, Nr.3052, oh.BI., Parchim, d.17.06.1954.
- (52) この点は前掲拙稿(1)を参照のこと。
- (53) B-Arch.DK-1, Nr.3127: Maßnahmen zur Bewirtschaftung devastierter Betriebe, 2Bde., 1950-52, S.49-53;この文書によれば1952年5月30日の当該州における新農民の非耕作地(土地改革用地に属する)は88,570haとされている。Stöckigtによれば当該州の1950年の土地改革用地は1,073,578haであるから(Stöckigt,R., Der Kampf der KPD um die demokratische Bodenreform, Berlin 1984, S.260)、単純計算で8.2%となる。なお別の資料では当該州の1952年4月25日の非耕作地は89,567haとなっている。LHAS, 7.11-1, Nr.3055, oh. BI., d.25.04.1952.
- (54) B-Arch, DK1-888, d.06.08.1955.
- (55) Ebenda.
- (56) LHAS, 7.21-1, Nr.2249, oh. BI. Neustrelitz, d.05.08.1954 (Situationbericht), u. Dez. 1954 (Situationbericht)
- (57) 本稿ではLPG農民の逃亡分析はしないが、第一に「LPG農民の場合はいわゆる争いごとである。組合長のセクツ的な態度が組合員に影響を及ぼしている場合や、あるいは組合長とその支持者たち(一部はÖLB時代からのもの)に隠し事がある場合である」といわれていること(B-Arch, DK1, Nr.888, d.06.08.1955)、第二に、とくに全面的集団化の時期は、LPG農民の急増が観察されるが、これは現実には一端LPG農民になった旧農民層の逃亡を意味するものであること(Vgl. LAG, Rep 200, 4.6.1.1., Nr.258; VP Rapporte, VP Information, Enth., Landwirtschaft Information, 1959-1960)を指摘しておく。
- (58) 先のロストク 県出張調査報告には「「離村」新農民の数のほかに、MTS、VEG、LPG、農業労働者、および個人農の子弟の逃亡数が高い水準にあることが確認された。これは上記の数値(表7-1をさす=筆者)の一部は含まれていたり、あるいは含まれていなかったりする数値である」、と述べられている。B-Arch, DK1, Nr.888, d.06.08.1955.oh.BI.
- (59) 一般に1930年代以降生まれの青年層については、労働能力の低さが問題であったとされている。Schwartz, Michael, Integration und Transformation. Umsiedler-Politik und regionaler Strukturwandel in Mecklenburg-Vorpommern von 1945 bis 1953, in; van Melis, Damian(Hg.), Sozialismus auf dem platten Land, Mecklenburg-Vorpommern 1945-1952, Schwerin 1999, S.177-178
- (60) 表8に示されたデンミン郡の逃亡数の変化をみるかぎり、数字が欠落する1953年を除けば、新農民経営者の逃亡数はおおむね年間25人程度である。
- (61) LHAS, 7.21-1, Nr.2249, oh.BI., 7.6.1956, (Betr. Informationischer Bericht der Staatlicher Kontroll über Republikflucht von Neubauern)
- (62) LHAS, 7.21-1, Nr.2249, Demmin, d.06.12.1956.
- (63) LHAS, 7.21-1, Nr.2249, Demmin, d.08.08.1956.
- (64) Ebenda. ただしこの新農民は刑事事件を起こし、警察により調査がはじまっていたとされる。
- (65) Ebenda.
- (66) LHAS, 7.21-1, Nr.2249, Ueckermünde, d.08.05.1955.
- (67) LHAS, 7.21-1, Nr.2249, Anklam, d.19.11.1954.
- (68) LHAS, 7.21-1, Nr.2249, Altentreptow, d.25.10.1954.
- (69) LHAS, 7.21-1, Nr.2249, Anklam, d.15.02.1955.
- (70) LHAS, 7.21-1, Nr.2249, Demmin, d.20.07.1954, Demmin, d.09.05.1955, Demmin, d.30.03.1955, Demmin, d.16.01.1956.
- (71) この点は拙稿(1)を参照のこと。
- (72) LHAS, 7.21-1, Nr.2249, Altentreptow, d.05.02.1953.
- (73) B-Arch, DK1, Nr.888, d.06.08.1955.
- (74) 本節(4)で言及するガーデブッシュ郡の新農民報告では、当郡では「土地登記がほとんど行われていない。土地台帳では少なくとも80%が所有の変更を行っていない。こうした事態は既に48年から50年において生じている。このため新農民たちは自分が土地所有者であると感じていないし、実際にまた所有者でないのである」と述べられている。LHAS,7.11-1, Nr.3049-1, oh.BI. (Gadebusch, 05.04.1955)

- (75) B-Arch, DO1-11, Nr.963, S.84.
- (76) LHAS, 7.21-1, Nr.2249, Ankram, d.16.09.1954.
- (77) LHAS, 7.11-1, Nr.3049-1, Güstrow, d.07.04.1955, (Betr. Analyse für Anträge auf Abgabe von Neubauernstellen sowie Alt- und Großbauernstelle und Republikfluchtiger)
- (78) Ebenda.
- (79) Ebenda.
- (80) LHAS, 7.11-1, Nr.3049-1, Gadebush, 05.04.1955. この文書では、具体例としてNS村の元新農民Wの例があげられている。彼は1954年に経営返上を申請し、「筋変性と加齢によりこれ以上入植地経営に従事できない」という医師の診断書に基づき郡「一般農業問題」委員会によって返上が許可され、経営はÖLBに引き渡された。しかし返上直後彼はK村ÖLB における労働を受け入れた、とされる。
- (81) ただしGüstrow郡はもともと大経営が支配的な郡であるためであろうが、絶対数だけみると「新農民非耕作地」の総件数と総面積が他郡に比べて非常に高い。LHAS, 7.11-1, Nr.3049, Schwerin, 18.08.1952, Zusammenstellung.
- (82) LHAS, 7.11-1, Nr.3049-1, Gadebush, 05.04.1955.
- (83) Ebenda.
- (84) ただし、新農民村落の統治能力の低さは旧農民村落を基準としたときに妥当する言い方である。新農民村落でも経営は個人単位では完結しえず、村VdgBを核とする共同作業が行われている。この点は当時の"Hofgemeinschaft"や"Hausgemeinschaft"などの運動の実態とともに、より詳しく分析される必要がある。
- (受理日 2005年1月13日)